

第六十一回 参議院文教委員會會議錄第九号

昭和四十四年四月十五日(火曜日)
午前十一時十分開会

出席者は左のとおり。

委員長 久保 勘一君
理事 楠 正俊君
田村 賢作君
小林 武君
安永 英雄君

委員 大松 博文君
中村喜四郎君
永野 鎮雄君
吉江 勝保君
川村 清一君
鈴木 力君
内田 善利君
柏原 ヤス君
萩原幽香子君
小笠原貞子君
安永 英雄君
川村 清一君

國務大臣 文部大臣 坂田 道太君
府委員 警察庁警備局長 川島 広守君
文部省初等中等 教育局長 宮地 茂君
文部省大学學術 局長 村山 松雄君

説明員

文部省初等中等 教育局財務課長 岩田 俊一君

文部省大学學術 局長 手塚 晃君
常任委員会専門 員 渡辺 猛君

本日の會議に付した案件

○教育、文化及び學術に関する調査

(都教組事件についての最高裁判決に関する件)
(岡山大学に関する件)
(中央大学に関する件)

○日本育英会法等の一部を改正する法律案(安永 英雄君外三名發議)

○産地地域における公立の小学校及び中学校の學級編制及び教職員配置に関する特別措置等に関する法律案(安永英雄君外三名發議)

○産業教育手当法案(川村清一君外三名發議)

○高等学校の定時制教育及び通信教育振興法の一部を改正する法律案(川村清一君外三名發議)

○公立義務教育諸学校の學級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(久保勘一君) ただいまから文教委員會を開会いたします。

教育、文化及び學術に関する調査を議題といたします。

文部大臣から発言を求められておりますので、この際、これを許します。坂田文部大臣。

○國務大臣(坂田道太君) 十四日の都道府県教育委員會委員長・教育長會議におきまして私が行ないましたあいさつは、先般の都教組事件の最高裁判決は、公務員についても原則的には労働基本権の保障を受けるものとし、都教組幹部の行なつ

た爭議行為のあたりは刑事罰の対象とならないと判示しておりますが、組合側の行なつた一斉休暇闘争は地方公務員法上違法であり、懲戒処分を否定するものではないことを判示しておる。このことから従来文部省及び教育委員會のとなつてきた方針に変更を加える必要はないものと考えております。各位におきましてこの点に十分御留意の上、教職員の服務の厳正かつ公正な指導をされることを希望いたします。

なお、このあいさつに關しまして、一部新聞の報道記事から若干の異論がある向きもありますので申し添えますが、最高裁判決によるように、地方公務員の具体的な行為が禁止の対象たる爭議行為に該当するかどうかは、爭議行為を禁止することによって保護しようとする法益と労働基本権を尊重し、保障することによって実現しようとする法益との比較較量により、両者の要請を適切に調整する見地から判断することが必要である、その趣旨は私といたしましても当然のことと考えておる次第でございます。

○小林武君 ちよつと一つだけ。大臣のいまのことについての御趣旨はわかりましたけれども、これからいろいろまだこの問題は議論されることが数あると思ひますが、できるなら、あんまり初めのほうから蒸し返していつてもがみかみやり合ひようなことがないほうが好ましいのですが、この一点ちよつと大臣の、この間私が二度目の質問のときにお互いに理解し合つた点だけは、ここだけはお互いに間違ひなく共通の理解であつたといふことを確かめたいと思ひます。

簡単に言いますれば、ここで判決は三十七条一項というものの、これは文字どおりこれをとにかく処罰する趣旨と解するならば、これは限度を越えて刑罰の対象としているものとして違憲の疑いを免れないだらうという、こゝういふ考え方が一つ出さ

れている。同時にまた、三十七条一項は違憲であるという考え方に対しては、ただいま大臣が言われたように、二つの法益の調和した解釈、可能な限り憲法の精神に即してこれを調和し得るよう合理的に解釈されるという、こゝういふ見地に立てば違憲ではないというこの二つ、この二つがこの最高裁判決で明らかにされているという点は、いまの御趣旨の中にあつたものと確認してよろしうございましょうか。そのこと一つだけです。

○國務大臣(坂田道太君) そのとおりでございます。

○小林武君 そうですか。

○委員長(久保勘一君) 日本育英会法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

まず發議者から提案理由の説明を願ひます。安永君。

○安永英雄君 ただいま議題となりました日本育英会法等の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由と内容の概略を御説明申し上げます。

日本育英会は、昭和十九年日本育英会法に基づいて設立されて以来、国家的な育英奨學事業として人材の開発と教育の機会均等に大きく貢献してまいりました。しかし、その事業等については今後なお一層の充實改善をはかることによりその発展を期待しなければなりません、当面特に急務と考えられる次の諸点について改正を施そうとするものであります。

まず、その第一は、日本育英会の學資の貸与及び貸与金の返還免除の対象に、文部大臣の指定する養護教諭養成機関及び教員養成機関を加える問題であります。

養護教諭養成機関は、養護教諭の需要を満たす

ことが困難な事態に対処するため教育職員免許法第五條第一項の規定に基づいて、また、その他の教員養成機関は、幼稚園教諭等を確保するため同条別表第一の備考第二号の規定に基づいて、それぞれ文部大臣が教員養成の機関として適当な条件の整ったものについてのみ指定するものであります。現在前者は四十七校、後者は五十九校が指定されておりますが、通常の各種学校とはその性格、実態を異にするものであります。しかも、ここで所定の単位を取得した者に対しては、養護教諭、幼稚園教諭等の免許状が授与されているのであります。

かように、厳格な条件を付して、文部大臣が指定した養成機関で修業し、教育職員免許法によって同一の資格を与えられるものが、学資貸与の対象にされておらず、またこれら養成機関の教育の職についた者が貸与金の返還免除の対象にされていないことはまことに不合理といわなければなりません。

さらに、養護教諭、幼稚園教諭等の充実は、学校教育の当面の重要な課題であります。その充足はきわめて困難な現状であり、一その養成確保に努めなければならぬにもかかわらず、これら養成機関が日本育英会の学資の貸与及び返還免除の対象に加えられていないことは、その養成確保の面からも著しい障害となっているところであります。

したがって、現在学資貸与の対象の決定は政令で規定すべき事項となっておりますが、文部大臣指定の養護教諭養成機関及び教員養成機関に在学する者への学資貸与の道を開き、その貸与金について返還免除措置を認めるとともに、それら養成機関の教育の職についた場合にも貸与金の返還免除の法的措置を講ずべきものと考えます。

第二には、日本育英会の貸与金の返還免除に関する条件の緩和に関する問題であります。

現在、学資の貸与を受けた者が教育または研究の職についた場合の貸与金の返還免除の条件として、日本育英会法施行令第十八条ないし第十九条

は日本育英会法第十六条の四第二項の規定に基づいて、原則として、大学等を修業または退学後一年以内に教育または研究の職につくことを要するものとしております。ただし、文部大臣の認可を受けた特別の事由のある場合にはその期限を延長することを認めております。すなわち、大学、高等専門学校等の奨学生であった場合には、傷寒、疾病等の事由がある場合さらに一年以内、大学院の奨学生であった場合には、傷寒、疾病のほか返還免除の対象とされていない教育または研究の職への就職、留学等の事由がある場合はさらに四年以内と、それぞれきわめて限られた事由のある場合に限り延長することが認められているにすぎません。

教員または学術研究者の需要供給の關係が各都道府県ごとに完全に計画的に行ない得るものとして、現行の一年の猶予期間で十分であります。が、児童生徒の減少、教員または研究者の志望者数の変化等の事情もあり、また、教員養成について開放制のたてまえをとっていることでもあります。その需給關係を完全に計画的に行なうことは不可能といわなければなりません。

特に最近の過疎過密現象の急激な進行は教員の需給關係に深刻な影響を与えております。

したがって、教員または研究者の需要の少ない年度におきましては、修業後一年以内に教育または研究の職につくことのできない者、あるいは返還免除の対象とされていない教育または研究の職についた者、助教諭、非常勤講師等の職にしか就職できない者が多数生じておるのであります。かように、修業後一年以内に法令の定める教育または研究の職につくことのできなかった者は、その後せっかく法令の定める教育または研究の職についても、貸与金の返還免除は認められないのであります。

これは、本人の責任ではなく、たまたま修業時の教育または研究者の需給事情等によるものでありまして、そのため返還免除措置に差異が生ずることとはきわめて不合理、不均衡といわなければなりません。

ません。少なくとも、貸与金の返還を免除するため修業後教育または研究の職につくことを要する期間を三年に延長すべきものと考えます。

なお、貸与金返還免除の条件として、日本育英会法第十六条の四第二項は「一定年数以上継続して」教育または研究の職になければならぬものと規定し、同施行令第十八条ないし第十九条はこの年数を二年と規定しているものであります。上述の改正に対応する意味からも、また返還免除に關する基本的条件という意味からも、これまた日本育英会法に明確に規定することが望ましいものと考えます。

なお、日本育英会法第三十六条の二において、当分の間沖繩における教育または研究の職についた場合も、同法第十六条の四第二項に定めると同じ条件で返還免除に關する規定が適用されることになっておりますので、以上述べました二点についても同様の措置を講ずべきものと考えます。

第三には、日本育英会の貸与金の返還免除措置の適用に關する過去の不均衡を是正する問題であります。

まず、過去の不均衡の事情について申し述べます。その第一点は、日本育英会の貸与金の返還免除の制度は、昭和二十八年の法改正によって、義務教育の従事者と高度の学術研究者を確保する目的で発足したものであります。その実施については、法改正前に貸与した貸与金についても適用することとされたのであります。しかるに、その実際の適用に当たりましては、日本育英会法施行令附則によって、大学院における貸与金については法の規定どおり全面的にさかのぼって適用されましたが、大学における貸与金については国立大学の教育学部または学芸学部、小学校または中学校の教員養成課程に在学する者に対してのみ、昭和二十五年年度以降に貸与した貸与金についても適用されたのであります。したがって、一般の国公立大学の修業者の貸与金については、昭和二十五年年度にさかのぼることなく、昭和二十八年

度以降この制度が適用されたのであります。

第二点は、昭和三十六年の法改正によって、高等學校進学者の急増に対処するとともに、科学技術者の養成を促進する目的で貸与金の返還を免除される職について、大学、高等専門学校等の貸与金については従来の義務教育に従事する教員のほかに高等學校、大学、高等専門学校等の教育の職を、大学院における貸与金については従来の大学、大学院に在学する者、高等専門学校等の教育または研究の職をそれぞれ加え、公布の日から施行され、その施行の際、現に大学等に在学する者に対しては、その在学期間中に貸与した貸与金については返還免除の措置がとられたのであります。したがって、それ以前の貸与契約により学資の貸与を受けた者について返還免除措置を講じられなかったものであります。

第三点は、昭和四十一年の法改正によって、貸与金の返還を免除される職に幼稚園の教育の職が加えられましたが、その施行についても第二点に述べたと同様の措置が講ぜられたにとどまったのであります。

以上申し述べましたように貸与金の返還免除の制度は、教育または研究の職に優秀な人材を確保するための政策として行なわれたものであります。が、法による利益の供与はできるだけ平等であることが望ましく、同じく重要な教育または研究の職にありながら、その出身学校の差異あるいは修業年度の相違によって貸与金の返還免除の措置に差異を生ずることはきわめて不合理、不均衡といわなければなりません。また、教育の現場においても、このような不平等の存在は教員相互間に好ましくない影響を与えているのであります。

したがって、このよう不合理、不均衡を是正するため、昭和二十五年四月一日以後に日本育英会から学資の貸与を受け、修業後教育または研究の職についた者の貸与金で、その返還を免除されなかったものについても、その返還を免除できるように措置すべきものと考えます。

なお、この法律は公布の日から施行することと

しておりますが、貸与金の返還免除の対象の拡大及び返還免除の条件の緩和に関する改正規定は、昭和二十五年四月一日以後の貸与契約により貸与した貸与金についても適用することとしております。

以上が本法律案の提案と理由と内容の概要であります。

何とぞ十分御審議のうえ、すみやかに御賛成くださいますようお願い申し上げます。

○委員長(久保勸一君) 以上で本法案についての提案理由の説明聴取は終わりました。

○委員長(久保勸一君) 産炭地域における公立の小学校及び中学校の学級編制及び教職員配置に関する特別措置等に関する法律案を議題といたします。

まず、発議者から提案理由の説明をお願いします。

安永君。

○安永英雄君 ただいま議題となりました「産炭地域における公立の小学校及び中学校の学級編制及び教職員配置に関する特別措置等に関する法律案」につきまして、その提案の理由と内容の概略を御説明申し上げます。

わが国におけるエネルギー転換政策と炭鉱合理化政策とによって、産炭地域における経済の破綻、離職者の大量の発生、生活保護家庭の急増、自治体財政の危機等を招来してから、すでに十年余という歳月が経過しております。

この間、国、地方公共団体等の産炭地域振興対策、離職者対策等が行なわれてまいりましたが、極端な経済的貧困と社会不安による産炭地の荒廃した事態は解決されることなく、今日まで悪化の道を歩んできたのであります。

このような現状は、教育の面に最も強い影響を与えているのであります。

すなわち、子供は抵抗力が弱いため環境の影響を強く受けやすいとともに、教育の面での対策がおそくかつ不十分であったからであります。

産炭地域における教育がどのような状況におかれているかについて以下申し上げますと、まず第一には保護者の子供の教育に対する関心が乏しく、子供の教育が放棄されていることとあります。炭鉱の閉山後、産炭地域に残された者は、その多くが老齢者、病弱者、労働障害者、災害未亡人と子供たちで、ほとんどが貧困家庭であり、朽ちてゆく炭鉱住宅で長年にわたる生活保護に依存しながら、将来に何の希望もなくろくろじて暮らしており、また、出かせぎ、家出、別居、離婚等による欠損家庭や共働き家庭もきわめて多い実情であります。このような社会環境、家庭環境の悪化のもとでは、保護者の子供の教育に対する関心は欠け、子供の教育は完全に放棄されているのであります。

したがって、学校がすべての教育活動を一手に引き受けなければならない状態の中で、教職員は学習指導のほかに夜間の家庭訪問、生活指導等に献身的努力を払っているのであります。しかしながら、産炭地域における教育は依然として次のような憂うべき状況が続いております。

すなわち、第二には、非行少年や問題児の発生が著しいこととあります。過去十年間その非行は年々若年化し、悪質化、集団化の道をたどってまわりました。

福岡県のある町の例を申し上げますと、小学校児童数の二・三・八％、中学校生徒数の五・四・三％に相当する非行事件が発生したことが報告されております。

また、産炭地域の最も多い福岡県が全国で一番刑法犯少年の発生率が高く、その半数以上が小・中・高校生で占められていることにもあらわれております。さらに、これら非行少年のほかにも、多くの問題児をかかえており、これらの子供達の将来が憂慮されているところであります。

第三には、勉強する意欲を失い、長期欠席、怠学常習の児童生徒の数がきわめて多いこととあります。福岡県における産炭地域の全就学児童生徒数に対する長期欠席児童生徒数の割合は、産炭

地域外に比べてはるかに高い比率を示しております。

第四には、炭鉱の閉山に伴う児童生徒の激減や生活のため一カ所に永住することなく、転々と職場をかえ住居をかかえる家庭が多いことによる児童生徒の転出入の著しきは、子供の心理に大きな不安を与え、落ちついた生活態度を困難にするとともに、教師の子供の十分な把握による教育を不可能としております。児童生徒数が炭鉱の閉山以前に比べて五〇％以下になった学校はきわめて普通の状態であって、はなはだしい学校にあっては三分の一以下に減少しております。また、長崎県の例によりますと、転校歴三回から五回といった子供が多数存在するのであります。

第五には、一般に児童生徒は、学習意欲に欠け、怠惰で生活に活気がない、根気に乏しい、注意力散漫で落ちつきがない、情緒不安定で道徳意識が低い、陰うつである等教育の危機的状況を示しているものであります。

第六には、これらのことは、当然に学力の著しい低下をきたしております。たとえば、福岡県のある中学校の一年生の学級では、整数計算、九九算のできない者、アルファベットの読めない者がそれぞれ三分の一近い数を占めていることが報告されております。

第七には、産炭地域における児童生徒の体位、衛生状態の劣悪や疾病の著しい増加が見られることとあります。

第八には、産炭地域の特殊条件や生活環境から特殊児童生徒数及び促進該児童生徒数が著しく多いのであります。特殊学級に収容されている児童生徒はきわめて少数にとどまっていることとあります。

また、以上申し述べましたことは、一般家庭の児童生徒等にも大きな悪影響を与えているのであります。

さらに、経済的貧困のため産炭地域における要保護、準要保護児童生徒数の増加が著しく、窮迫した地方財政を圧迫すると同時に、他方教職員の

これら児童生徒に対する扶助費、補助金等の支給に関する事務量の増加ははたしき増大をもたらす学習指導の著しい障害となっているのであります。ちなみに、全児童生徒数に対する要保護、準要保護児童生徒数の割合ははたしき例を申し述べますと、北海道においては九四％、福岡県においては、七七％、長崎県においては六九％といった実態があり、四・五〇％を占める学校も数多い現状であります。

このほか、市町村財政との関係上、保護の対象とならないボーダーライン層が相当数あるのが実情であります。

以上申し述べましたように、産炭地域における教育はきわめて憂うべき状況にあります。これが対策については、他の石炭産業の不況対策等に比べて着手がおくれ、わずかに四十年から生活指導主事の少数配置、就学援助費の補助率の引き上げ等が行なわれるようになってまいりましたが、きわめて不十分な現状といわねばなりません。

したがって、かような教育環境のもとにある最も抵抗力の弱い児童生徒に対して十分な教職員を配置して学校教育の維持向上を期し、また、激増した要保護、準要保護児童生徒の教育に必要な補助をなし得るよう、疲弊した地方公共団体に對して一そうの援助策を講ずることは国の責務と考え、この法律案を提案する次第であります。

さらに、今回の新石炭政策の実施によつて、今後ますます炭鉱の閉山が増加することが予想され、その教育への悪影響が憂慮されているところであり、過去の実情が示すように一度荒廃した教育の立て直しは非常に困難であります。したがって、早急な対策が必要であります。

次に、この法律案の内容について申し上げますと、石炭鉱業の不況による疲弊の著しい地域及び、これに隣接し、当該不況による影響の著しい地域で、別に政令で定める産炭地域の公立の小、中学校について、次の特別措置を講じようとするものであります。

まず第一に、学級編制の基準について、同学年の児童または生徒で編制する学級は三十五人以内とする等の特例を定めることによつて、不安な教育環境のもとにおかれていた児童生徒の教育水準の維持をはかりとするものであります。

第二に、もっぱら児童生徒の生活指導をつかさどる教員を学校規模に応じて三名ないし六名置かなければならないものとし、就学の奨励、非行の補導等十分な指導をはかりとするものであります。

第三に、養護教諭を各校に必置することとし、貧困家庭の急増等により、児童生徒の健康管理がきわめて重要となつてゐる事態に対処しようとするものであります。

第四に、事務職員を各校に一名配置または増員することとし、要保護、準要保護児童生徒の急増に伴い、扶助費、補助金等の支払事務が激増し、生活指導はもろろ日々の授業にも支障をきたしている現状を打開しようとするものであります。

第五に、義務教育諸学校における教育の教材に要する経費並びに要保護、準要保護児童生徒にかかる学用品費、通学費、修学旅行費、給食費、日本学校安全会掛け金、医療費及び通学用品費に關する国庫補助金の補助率を十分の八に引き上げることとし、これによつて、窮乏した財政のもとで、炭鉱の閉山に關連して派生する諸般の財政需要や、せつかく措置された特別交付税も一般財源のゆえに就学援助費に優先充当することの困難な事情など、援助措置が徹底を欠いてゐる事態の解決をはかりとするものであります。

なお、附則において、この法律は公布の日から施行し、生活指導担当教員の配置等に關する規定を除き、昭和四十四年四月一日から適用することとするともに、昭和四十八年三月三十一日限り効力を失ふものとしております。

以上がこの法律案の提案の理由及び内容の概要であります。

何とぞ慎重に御審議の上、すみやかに御賛成くださるようお願い申し上げます。

○委員長(久保勲一君) 以上で本法案についての提案理由の説明聴取は終わりました。

○委員長(久保勲一君) 産業教育手当法案を議題といたします。

まず、発議者から提案理由の説明をお願いします。

川村君。 ○川村清一君 ただいま議題となりました産業教育手当法案について、その提案の理由及び内容の概略を御説明申し上げます。

現在行なわれております産業教育手当の支給は、申すまでもなく、農業、水産、工業又は商船に係る産業教育に従事する国立及び公立の高等学校の教員及び実習助手に対する産業教育手当の支給に關する法律に基づいております。

また、この法律が、去る昭和三十三年に、その母法でありますところの産業教育振興法の第三条の三の規定の趣旨に基づいて制定されたこととも、御承知の通りであります。

自來約十カ年にわたり産業教育手当の支給が行なわれてまいりましたが、その経過並びに実施の状況をつぶさに調査し、検討いたしますと、必ずしも産業教育振興のために満足すべき現状にあるとは申しがたく、むしろ、産業教育手当の支給の対象とされるべき教職員、学校、教科及び手当の額等について、早急に改善を行ふ必要があることを痛感したものであります。

第一は、産業教育手当の支給対象が、産業教育に直接に従事する教員及び政令で定められた助手のみに限定されてゐる現実の矛盾を解消する必要があるということであり、

現在、農業、水産、工業または商船に關する専門教育を主とする学科を置く高等学校において、ひとり産業教育に直接に従事する教員及び実習助手のみに限らず、普通教科を主として担当する教員及び実習助手はもとよりのこと、事務職員から用務員に至るまで、すべての教職員が産業教育振興の一翼をになつて、それぞれ欠くことので

きない重要な役割りを演じているのであります。まずこの現実の姿を直視し確認すべきであると存じます。

そもそも、これらの学校において、本来の使命である産業教育振興の実をあげるためには、その基礎となるべき一般教養教科が、普通課程の高等学校におけるよりも、なお一そう重視されなければならぬことは、論をまたないところであります。したがつて、これらの学校において普通教科を担当している教員は、教科内容についても教授法についても、絶えず真剣な研修を怠ることなく、特に限られた短い授業時間内に最も効率的に生徒の学力を涵養するため、常に創意と工夫をこらしているものであります。その教育的責任度は、専門教科を担当する教員に比べ、まさるとも劣るものではありません。

さらに、これらの学校においては、生徒の組主任はほとんどすべて普通教科の教員の担任するところであり、個々の生徒の保健体育の面をはじめ、進学就職についての進路の指導に至るまで、それらはあげて組主任の責務とされておりますし、加ふるに、教務関係、図書館等の広範複雑な事務処理は、すべてこれら普通教科の担当教員にゆだねられておりますから、専門教科の担当教員よりも、むしろハード・ワークが課されてゐると申しても過言ではありません。

また、これらの学校の事務職員は、一般的事務以外に、機械器具の購入整備、保管、その会計の処理等についての責任を持ち、用務員もまた、実習後の機械器具の整頓、清掃等、それぞれ、普通課程の高等学校における場合よりは、はるかに労働量の加重にたえながら、産業教育振興のための縁の下のもちとして、たゆまぬ努力を続けているのであります。

今日、産業教育を行なつてゐる学校にとつては、過去の徒弟式教育を矯正し脱却して、総合的教育を実施することが最も大きな課題の一つであり、そのためにこそ、教職員の層が幅広く配置されております。そうして、おのおの教職員が個々

の持ち場においてその責務に専念し、十分にその能力を発揮し、こゝろ然一体となつて使命の達成に邁進するとき、はじめて教育の成果を期待することができると信じます。

第二は、商業及び家庭科に關する教育も、当然本法の適用対象に含めるべきであるということであり、

産業教育振興法第十二条の産業教育の定義には、商業及び家庭科に關する教育が含まれておりますにもかかわらず、これらの教科が産業教育手当の支給対象から除かれてゐることは、納得のできないところであります。

それゆゑに、農業、水産、工業又は商船と同様に、商業及び家庭科に關する教育を実施している高等学校の教職員に対しても、産業教育手当を支給できるように措置する必要があると考えます。

第三は、盲学校、ろう学校及び養護学校の高等部において、高等学校に於けると同様の産業教育に従事している教職員にも、産業教育手当を支給すべきであるということであり、

盲、ろう及び養護学校の高等部における産業教育に關しては、これまで産業教育振興法第二条の産業教育の定義に含めて規定されておりましたが、現にこれらの学校の高等部の中には、産業高等学校に於けると同様に木工、被服等に關する産業教育を実施しているものがありますにもかかわらず、まだその教職員に対し産業教育手当が支給されてゐないことは、妥当を欠くものであります。

一面、これらの学校の高等部においては、産業教育に従事する適当な人材を確保することがきわめて困難であるため、人事交流の面からもしばしば支障を招き、ひいては教育不振の一因ともなつております。このようないかなにかがみ、すみやかに産業教育手当支給の道を開くよう措置する必要があると考へられるのであります。

以上申し述べました理由により、ここに新たに本法案を提出し、従来の不備を改めて産業教育の一その振興をはかりたいといたすものであります。

次に、法律案の内容については簡単に申し上げて
ます。

第一に、農業、水産、工業、電波、商業、家庭
または商船に関する専門教育を主とする学科を
「産業に関する学科」と規定し、これら「産業に關
する学科」を置く高等学校と、盲学校、ろう学校
及び養護学校でその高等部に産業に関する学科を
置くものを「産業高等学校」と規定してあります。

第二に、国立の産業高等学校の校長及び教員、
事務職員その他の職員で、本務として産業に關する
学科または産業に関する課程における教育、事務
その他の職務に従事する常勤者には、その者の
俸給月額額の百分の十に相当する額をこえない範囲
内において、産業教育手当を支給するものとい
はれております。

第三に、公立の高等学校の校長及び教員、事務
職員その他の職員の産業教育手当は、国立の産業
高等学校の産業教育手当を基準として定めること
といたしてあります。

なお、この法律は、昭和四十四年六月一日から
施行するものとし、現行の農業、水産、工業又は
商船に係る産業教育に従事する国立及び公立の高
等学校の教員及び実習助手に対する産業教育手当
の支給に関する法律は廃止することといたしてあ
ります。

何とぞ、十分御審議の上、すみやかに御賛同く
ださるようお願いいたします。

○委員長(久保勲一君) 以上で本法案についての
提案理由の説明聴取は終わりました。

○委員長(久保勲一君) 高等学校の定時制教育及
び通信教育振興法の一部を改正する法律案を議題
といたします。

まず、発議者から提案理由の説明をお願いします。
川村君。

○川村清一君 ただいま議題となりました高等学
校の定時制教育及び通信教育振興法の一部を改正

する法律案について、提案の理由と内容の概略を
御説明申し上げます。

最近、技術革新を基軸とした社会改革が急激に
進行する中で、国民の資質及び能力の展開向上に
対する期待が一層高まり、教育の責任はいよいよ
重大になってきております。

すなわち、義務教育はもとより、後期中等教
育、大学教育の拡充整備が切実な課題として取り
上げられております。特に、後期中等教育につ
いては、高等学校、各種学校、その他の教育訓練施
設に学ぶ青少年の、就学率が年々高まっており、
いまや後期中等教育の義務制化が真剣に論議され
る段階となりました。このような情勢の中で、戦
後の新教育制度として発足した高等学校の定時制
教育及び通信教育は、一段の飛躍が期待されてお
ります。その実、問題は数多く含んでおりま
す。伸び悩みの状態にあります。

その理由としては、国全体として勤労青少年教
育に対する理解、認識がいまだ不十分であるとい
うことに尽きるのではなからうかと考えます。す
なわち、各種の施策が、これらの教育施設に對し
て行なわれてきたにもかかわらず、欠くとい
いますか、一番根本のところはまだ手が届いてい
ないと思うのであります。

その第一の点としては、御承知の求人難、人手
不足の深刻な現在、使用者は好むと好まざるにか
かわらず、勤労青少年を労働過重に追いやり勉学
の機会や学習の意欲を阻害しております。また、
すでに就学している勤労青少年も、昼間の労働・
夜の通学というぎりぎりの生活の中で疲弊こんば
いしてあります。

したがって使用者側の理解、協力を一段と促進
し、通学、勉学の諸条件を整備してもらいたい
のであります。

第二点といたしましては、この教育施設を經營
する側、主として地方公共団体並びにこれに援助
している国の責任として、全日制高校に劣らない
適切な施設、設備を整備することはもちろん、生
徒を教育指導する教師その他の職員に対する配慮

を一段と厚くする必要があると信じます。現在、
校長及び教員並びに政令で定める多数の実習助手
に對しては、定時制通信教育手当として、本俸の
約七割の手当が支給され、国はその三分の一を補
助しておりますが、実習助手に對しましては従来
からその手当を支給範囲を制限いたしてあります。

去る昭和四十二年の政令第一四七号によつ
た、一部支給範囲の制限が緩和されたものの
の、なお、若干の実習助手はいまだにこの手当が
支給されておられません。現在、定時制教育及び通
信教育にたずさわっている教員に對しましては、
全員この手当を支給されているにもかかわらず、
同じ勤務態様における実習助手に對して支給対象
を制限しておりますことは、不合理であると言わ
なければなりません。また、特に夜間定時制高校
においては、校長、教員、実習助手のみならず、
事務職員その他の職員ともどもに、困難な条件の
中で勉学している生徒を指導し、かつ学習環境を
よりよくする必要がある、この手当を事務職員そ
の他の職員にまで拡大する必要があると思いま
す。

また、定時制通信教育手当は、先にも申し上げ
ましたように、現在、昼夜の別なく支給されてお
ります。しかし、夜間課程に勤務する教職員は、
昼間勤務者に比べて、本人はもとよりその家族は
も含めて、肉体的にも精神的にも苦勞や疲勞が非
常に多いのであります。帰宅が毎晩おそいこと、
食事をしたがって一日四回となり、しかも家族と
一緒にいることがほとんどないありさまでありま
す。

このような職務内容の困難度という観点に立て
ば、昼間定時制にも支給されている手当を、若
干、夜間に限って増額することも当然であり、こ
の際、定時制通信教育手当のほかは定額五千円を
支給したいと考えるのであります。

以上、本法律案の提出理由を申し述べました
が、次に、本法律案の内容について、簡単に御説
明いたします。
本法律案は、第一に、勤労青年を使用する者に

對し、勤労青年が定時制教育または通信教育を受
けることを希望したとき、就学させる義務を課す
るとともに、当該教育を受けるのに支障がないよ
う労働条件に關し、労働時間の短縮その他の特別
の措置を講ずるようにつとめる義務を課すること
にいたしました。

第二には、本務として定時制教育または通信教
育に従事する実習助手で、従前定時制通信教育手
当を支給されなかった者に對して、また、本務と
して夜間において授業を行なう定時制課程の事務
その他の職務に従事する事務職員その他の職員に
對して、定時制通信教育手当を支給することとい
はしました。

第三には、夜間において授業を行なう定時制課
程の教育に従事する校長、教員、事務職員その他の
職員に對し支給する定時制通信教育手当の額を一
律五千円増額することといたしました。

第四には、本法律の施行期日を昭和四十四年六
月一日といたしました。

以上であります。何とぞ慎重御審議の上すみ
やかに御賛成くださいますようお願い申し上げま
す。

○委員長(久保勲一君) 以上で本法案についての
提案理由の説明聴取は終わりました。

○委員長(久保勲一君) 公立義務教育諸学校の学
級編制及び教職員定数の標準に關する法律の一部
を改正する法律案を議題といたします。

本法案につきましては、すでに提案理由の説明
を聴取いたしておりますので、これより質疑に入
ります。

政府側から坂田文部大臣、宮地初中等教育局
長、岩田財務課長、以上の方々が出席いたして
おります。

質疑の申し出がありますので、これを許しま
す。鈴木君。

○鈴木力君 公立学校の義務教育諸学校の定数法
の改正は今度で三回目であります。提案理由でも

申されておりますように、相当この初等教育とい
いますか、義務教育の教育の維持向上のためにと
いうことで努力をされていらつしやる。だが、私
が伺いたいのは、三回も改正をした。今度三回目
でありますから、まあ六・三教育が始まったとき
にはいろいろな事情があつたと思いますので、その
ときのことはあまりどう言うわけにはいかなら
いと思います。しかし、もうこの教育制度が始
まつてから二十数年になりまして、いよいよ義務
教育学校というものがどういう学校でなければ
ならないかということが、要するに当初に義務教育

質的なことを伺えば、一体義務教育小学校、中学校といふものをつくつてどういふ学校にしよう、どういふ機能の学校にしようと思つてつくつたのか。そして坂田文部大臣は特に教育通であらせられるわけで、そういう面から單なる行政的な手續とかそういう議論よりも、義務教育といふのはどういふ形で、どうしななければならぬ。つまりその義務教育が行なわれる学校とは一体どういふものでなければならぬといふ基本的考えをまず伺つて、それから具体的に御質問申し上げたいと思ふのです。

意欲というものは、しかもそれを私立学校まで及ぼしたところ、はなかなか教育の本質をつかんでおるといふ感じがいたして、当時感心をし、私といたしましても、日本において学級編制といふことについて文部省も考えなければいけないといふことは考えておった一人でございます。ところが、これは四十三年の五月の調査でございますが、日本の実態は御承知のように、非常に山村、僻地が多うございます。都市集中が行なわれて社会増のところで、また非常に一学級当たりの数が多くなつておる現状は、当然われわれとしても考

は、学校とは何かという点、つまり学校といふのはいまだどういふことをやっているのか、義務教育学校が。したがって、そのやっている実態、学校の機構といふ点、機能上からどういふ人間が配置されているのか、必ずしもそれは教職員だけのことでないわけです。義務教育学校の小学校なり中学校なりをほんとうにわれわれがねらっている学校にするために、その場ではどういふようなことが行なわれているのかとまあ言へば、それは教育活動が行なわれている、あるいは児童・生徒の保護活動、衛生管理ということも行なわれ

というものを描いたものが、そろそろもう魂を入れてもいい時期になっているんじゃないのか。これが教員の定数だけでこれをどうこう言うわけにはいかないのではありませんけれど、しかし、何と言ってもやっぱり教育職員の定数というものが、教育職員というのがこの義務教育諸学校の教育の相当重要な柱になっておる、そういう観点で実は伺いたいのではありませんけれど、どうも私が法律の改正案とそれから提案理由の説明を伺いますという、私が先に申し上げたように、本来であれば当初のときに義務教育ということを考えた。ある一つの理念を掲げてそこに進んできた。そろそろもうそこへ向つてもう少し、何といいますか、本格的な義務教育のあり方ということを担当

○国務大臣(坂田道太君) 非常にむずかしい問題でございますが、義務教育におきまして、教育をいたします学級編制といひますか、それはやはり教育的に見て一人一人の適性や能力やあるいは家庭状況までもこの学級担任が把握できる、そういうようなことが望ましい姿であるというふうに思ひうわけでございまして、終戦直後のような六十名とかあるいは五十名をこえる学級とかいうようなことは、やはり教育的でないというふうに私は考へるわけでございます。したがひまして、文部省省といたしましても従来何としましてそういう五十名以上の学級を四十五名というような程度まで下げた努力を考へてきておつたわけでございますが、今日の御審議を願つております標準法によりまして

も、実態から申しますと、四十三年の五月現在の標準にいたしましたも、三十五名以下が大体四五％、それから三十六名から四十名が三〇％、合わせて七五％という数字になっておるようです。いまちょっと私ここで計算したものですから、多少狂いがあるかと思いますが、四十一名から四十五名というのが二五％、それから四十五名からこえますのが二％ということになっておるわけでございます。そういうふうに見てまいりますと、もう現在でも三十一から四十までの間が七五％ということになっておりますということでございます。この実態を踏まえまして、一応最高限度四十五人といいたしましたことは、この法律

ている。そういういろいろな側面があるわけだ。それらについて文部省はいま義務教育というのはどうしなければならないのか、いまやっている実態はどういうことなのか、そういうものの全体がはんとくに議論されたその中で、教師の役割が何であるか、どの程度の教師がいなければならないか、学級編制はどうあるかという議論をしないと私は意味がないだろうと思っております。そういう意味で私はお伺いしたのですが、もう少し具体的に伺いますと、いまの義務教育学校で大体どういう職種の人たちがどう機能的に構成をされて、その仕事の分野がどう統一されて義務教育というものをやっているのか、実態と考え方をお伺いしたい、こう思います。

検討した上で、この定数法の改正というものを提案させるべきではなからうかという感じを実は私は私には持つておったのです。だが、拝見をし、あるいは提案理由の説明を伺いますというところ、何か昔のまゝ母物語を思い出すような感じがしてならない。食事が足りなくてやせている子供に対して、まゝ母が世間ていが悪いものですから、近所隣に、毎日ごちそうを食わせているのにどうしてあの子はやせているんでしようと振れ回っているように、提案理由の説明はどうもまゝ母が近所に振れ回っておるのうに見える。そして学校の姿は毎日やせているこのまゝ子のように見えてしょうがない。これは私がひがんでおると言われればしょうがなないのでありますが、だからそういうことで、もう少し本

て、最高限度四十五名ということに抑えたわけでございます。これに對しましては、諸外国でも四十名とかあるいは三十五名とか、あるいはまた學者の間にも五十名はもうよくないとか、あるいはかと言つて、あまり少な過ぎてもこれいけない。たとえば二十名以下であつたらとても教育的でないというようなこともございます。私はやはり學級の編制というのは、教育の上において非常に本質的な問題だと思ひます。その意味合いにおきまして、イギリスが一九五五年だったと記憶をいたしますけれども、當時のパトラーがパトラー・アクト——教育法というものを提出いたしましたして、四十名以下というしほりをかけた。實際現象はどうなっているか私は知りません。しかし、その

が通りすると、相当に改善をされ、そして先ほど申しました、あるいは御指摘になりましたような、一つの理念に本格的に取り組んでおるといふ姿勢が見えるというふうにお考えいただいても差しつかえないのではないか。そしてむしろ、今度のは小規模学校におけるところの定数というものについて、きめこまかな配慮をなすことが一つの方向ではないだろうかという仕組みに今度の法案というものがなっておるということを御了承いただきたいと思ひます。

○鈴木力君　いまのような数字もいずれ承らなければならぬと思つておりましたが、いま伺ひましたが、この点につきましてはあとでさらに伺ひたいんですが、この点が、私が実はお伺ひしたかったの

○政府委員（宮地茂君） お答えいたします。

学校におきましても教職員関係につきましては、鈴木先生御承知のように、学校教育法に校長、教諭その他の職員の規定がございますが、一応国の姿勢といたしまして、義務教育学校の国庫負担をいたします。それににつきましては市町村立学校職員給与負担法に掲げられてある職種が一応基幹的な職員というふうに考えられようかと思いますが、市町村立の小学校、中学校、盲学校等におきましては校長、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭、寮母、講師及び事務職員というふうになつております。ただ、これらにつきましては、この法案の中にもございますが、とりわけ養護教諭あるいは事務職員、こういうった職員、教職員に

つきましてはその他の教諭——一般の教科なりクラスを担当いたします教諭の定数につきまして若干見劣りすると申しますか、一般教諭のところまでいっていいというのが実態でございます。したがって、私も事務職員なりあるいは養護教諭等につきまして完全な姿に持っていきたいという気持ちでございます。一応今回の措置におきましては、その前年度までのものを改善するということで努力いたしておりますが、義務教育学校の小、中学校は新しい学校教育法で制定されて二十年にもなりますが、まだその理想の域に今日達していないことは率直に申し上げられると思ひますが、しかし一歩一歩それに近づぐべく努力しようという気持ちをあらわしておきますのが今度の改正法案である、こういうふうに御了解いただきたい。

○鈴木力君 その養護教諭につきましても、やはりあとで時間をかけてもう少し私はいたいのです。私はこの定数法をつくる前提としてのいままでの法律とか、そういうことにこだわらなくて、文部大臣が、義務教育が行なわれる小・中学校といふものはこういうものでなければならぬといふことを考えたものがあるかといふことを伺ったんですけれども、いろいろいまの御答弁を伺いました。それが、それからちょっとよけいな話ですが、私はひがみっぽいと先に言つたんですが、校長、教頭、その他の職員といつて、いつでも校長と教頭だけが職員で、働いている人は「その他大勢」に、こういうものやられるような感覚は、これはこ

とば使ひの問題だからそれは思つていらつしやらないだらうけれども、ことに苦勞している学級担任とか、それらはその他といわれて、その他扱いされるところにどうも学校教育の指導の問題に間違いがあるのじゃないかという感じがします。もう少し大事に扱つていただきたい。これはよけいな話かもしれませんが。

そこで伺いますが、国庫負担法にある職種は、これはわかるんですね。ところが、学校という場所、国庫負担法で決定されておる職員だけでは

学校が回らないわけですよ。だからいろいろな職種というのは、そのほかにかみ合つてゐるわけですよ。それらの職種といふのがどういふ職種があつてどういふ役割を担当しておるのか。それが私は学級の編制なり、あるいは教師の授業時間数なりと相当大事なかかりがある。いままでこのところを抜いて法律をつくつてきているから学校の問題がいろいろあるんです。出てくると思つてゐるんです。今度は三回目だから、そういう基本的な問題をほんとうに議論をして、そういう定数法の位置づけといふものをほつたりしていかなければいけない。そう思つて何つてゐるんです。もう少し広い視野で御答弁をいただきたい。

○政府委員(宮地茂君) 御答弁する前に、先ほど校長、教頭、その他といふお話でございますが、先生のおつしやいますような趣旨ではございませ

ん。かりにそのようにおとりになつたとしますれば、そういう意味ではございせん。それから私は校長、教頭、教諭、その他と言つたつもりでございますが、もし教諭が落ちておつたとしますれば訂正いたします。

市町村立学校職員給与負担法に掲げられております職員は、一応義務教育といつたしまして国が負担する場合の根拠になつておる職員でございますが、もちろんこれだけで十分であるといふふうに私は私ども考えておりません。学校教育法には七条に「校長及び相当数の教員を置かなければならぬ」とある。養護教諭のような教員ももちろん必要でござい

ます。養護教諭のような教員ももちろん必要でござい

ます。養護教諭のような教員ももちろん必要でござい。また、一方のお考え方からすると、小学校や中学を構成している者は、それぞれの教諭でもあり、事務職員でもあり、あるいは給食に携わる人もあるし、経理やその他をおやりになるような人もあるのだけれども、それを全部これはもう義務教育なんだから負担法の中に入れてしまふという考え方もあると思ひます。しかし、私たちのほうではそうじゃない。従来の沿革等もあつて、それにはおのずと限界があるといふふうに考えております。しかし、それをどこまでをそれでは負担法の対象にするか、現在はそのままでいいというふうなことはあるかと思ひます。その点の厳格な意味における基本的な義務教育のあるべき姿、学校のあるべき姿といふものを踏まえて今度のこの法案を考えたかといふことだと私は思ふのでござい

ます。大臣にお答え願ひます。

○国務大臣(坂田道太君) 鈴木さんの御指摘の意味も私はわかると思ひます。学校を構成するのには、昔のことばで言うところの「いまだのことばで何と申しますか、小使さんのような方もおられるわけですよ。それから給食の世話をする人もおられる、それから校長も、教頭もおられる、こういうことだと思ひます。それなんです。負担法でやるものと、それから設置者が市町村でございまして、市町村でやるものと、おのずとやはりそこに限界がある。しかも——私たちの考え方として言つてお

りますが、そこでこれには長年来的日本の沿革といふものがあつて、この沿革といふものも全然無視はできない。その辺をどこまで負担法の対象にするのか、あるいは市町村の負担にするのかといふことは、やはりいま御指摘のような、義務教育といふものは何なのか。小学校、中学校についてどういふものがあつて、その中でやはりおのずと領域と限界がなければならぬのじゃないかといふことは私どもは思つております。また、一方のお考え方からすると、小学校や中学を構成している者は、それぞれの教諭でもあり、事務職員でもあり、あるいは給食に携わる人もあるし、経理やその他をおやりになるような人もあるのだけれども、それを全部これはもう義務教育なんだから負担法の中に入れてしまふという考え方もあると思ひます。しかし、私たちのほうではそうじゃない。従来の沿革等もあつて、それにはおのずと限界があるといふふうに考えております。しかし、それをどこまでをそれでは負担法の対象にするか、現在はそのままでいいというふうなことはあるかと思ひます。その点の厳格な意味における基本的な義務教育のあるべき姿、学校のあるべき姿といふものを踏まえて今度のこの法案を考えたかといふことだと私は思ふのでござい

す。でございますけれども、一応基本的にはわれわれはやはり市町村の負担すべきものもある、それから半額国庫負担によるものもある。しかしながら、いまは市町村の負担になっているけれども、将来としてはやはりむしろ負担法の対象にしなければならぬ部分もあるのではないかと、これは、われわれも考えております。それはやはり財政上の問題等もござります。あるいはそういうような養護教諭なら養護教諭という人たちの養成計画というものもござります。そういうようなことで、現実としては一つの理想に向かって少しずつ近づくように努力をしていく、大まかに申し上げますと、そういうふうなことを考えておるわけでございます。

○鈴木力君 いま負担法の職員がどうかとか、それから市町村費の職員が何かという、それをどうとつちにやるべきだという議論は私は早いと思うのです。それはつまり私が御質問申し上げて御答弁いただきました限りでは、文部省は学校の実情というものの理解の度合いが足りないのじゃないかという感じがどうしても私です。法律だからというので、帳面でいじって教育を考えてやっているような気がしてならない。職員の区分は一応おいて、たとえば変な話になりますけれども、学校の清掃というのは一体この責任なんであって、現状はどうやらこれであるのか、あるいは現状でやっていることにはどういう教育的な意味合いがあるのか、これはほんとうにこまかい話で恐縮なんですけれども、しかし、この問題だって、いまの義務教育の中の重要な教育的な一つの行為だと思つてゐる。そうすると、そういう問題についてもやっぱり検討してみなければいけない。そうすると教員定数を考える場合、学級規模を考える場合に、それとの関係がどうなのかというふうな、それだけじゃないのですけれども、そういう検討をしてもらいたし、しておつたらうと思つたから伺つたのですけれども、その辺はどうなんですか。これは大臣には恐縮ですけれども。

○政府委員(宮地茂君) 学校教育法の二十八条には「小学校には、校長、教諭、養護教諭及び事務職員を置かなければならない。ただし、特別の事情のあるときは、事務職員を置かないことができる。」という規定以上にはございせんが、御指摘のように、たとえば学校で給食をすれば炊事婦も必要でございますし、また学校の掃除をすれば、先ほど大臣が小使さんというような言われまして、そういう用務員等も必要でございます。ただ、これらにつきましても法律的に制度として学校にはこういう職員をせよ置かなければいけないというその規定の中には、やはりこう言いますとまた語弊があるかもしれませんが、学校を運営していく場合に、何と申しましょうか、基幹的というところ語弊がございしますが、そういう最小限どうしてもという職員が学校教育法に規定されておる。その他もちろん炊事婦なり用務員なりということをもそのために必要でないという意味ではございせん。したがいてまして、実情に即して設置者である市町村が実態としてそういう職員を置き、そういう職員の給料も市町村が負担しておるというところが現実存在していることは承知いたしておりますし、そういう職員が必要であることも私も別に否定する者ではございせん。

○鈴木力君 どうもよくいふで恐縮なんですけれども、この法律を審議するの三回目ですけれども、一回目、二回目というときには、まあまあいろいろな事情もあるが、ここらあたりで学校というものを本気で考えなければいけないですから伺つてゐるの、しつこく恐縮ですけれども、もう少し私御質問をさせていただきたい。学校教育法にどうありますというふうなことは答えていただかなければ私も読んでいふから、皆さんのような専門家がいないから、読み落しはありますけれども、一応は読んでゐる。だから学校教育法にどうありますという答弁は、しばらく置いておいていただきたい、あとでだんだん条項に入りますと法律の考え方でいろいろお伺いしたいので。たとえば、いま用務員という話が出たでしょう。用務員

というのをどういふと申しておるけれども、これもあともう少し詳しくお伺いしたいと思つてゐるが、たとえば分校で学級数だけ教員がいなくて、ところが、そこでミルク給食をやらしてゐるという学校が現にあるんです。そして給食というのは、いまいろいろな教育効果や何やらの必要、趣旨が徹底いたしましてやっています。そういうしますと、お昼の時間の前は時間には必ず教師がそのミルク練りをやっているわけですが、当番か順番かどうかしらぬが、そうするとその分だけは授業が行なわれていないんです。それで、そうするとそういう分校ではどこかに大きな欠陥がある。局長は学校教育法では、こう言いかもせんが、給食給食は市町村負担だからそれは市町村が考えればよいと言いかもせん。しかし、そういうことを一応抜きにして、学校等の現に教育が行なわれていない姿を見ると、そういう問題を全部洗つてみないと、教員の定数がどうあればいいのか、あるいはいまの給食関係の給食関係の職員というものはあつてもいいの、場合によつてはどうかというところには絶対いなければならぬのか。法律の体系は別として、そういう議論がされなければいけないでしよう。だから私はそういう立場からの学校という、いまの機能的な学校というものを、この法律改正を作業する過程で検討してみたいのかどうか率直に伺いたいんです。

○政府委員(宮地茂君) 先ほどから申し上げておりますように、給食なりあるいは学校の掃除なり、そういうことで法律には書いてない職員が実際としておるということも承知いたしておりますし、そういうものが不必要だとは考えております。したがういふと、理想の姿といたしましては、そういうふうなものが置かれる。また置くべき手だてをすることも十分検討に値すると思つて、今回の定数法を改正いたします場合に、現在学校教育法で規定しておる職員を適正に配置をするときに、それらの人につぎまして考えましては、その詳細な考え方を前提として炊事婦とか用務員とかいろいろものには考えませんでした。

○鈴木力君 わかりました。私はやっぱり原案はこういう趣旨だということは、いまの御説明でわかるんですよ。しかし、われわれが審議しているのは、原案にも欠陥があれば、それを直さなければいけない役割を持つてゐるわけですね。そういう立場で聞いておるんですから、原案の趣旨はこうです、こうですと何べん言われても、原案は私も拝見してゐるんです。しかし繰り返しますと時間ばかりかかつて恐縮ですが、ちよつといたすぐといふことは無理でしよつたけれども、文部省でちよつと調べておいてもらいたし。この法案の審議中に、どうせ私きようは時間が少なくてあとまでいくだろうと思ひますけれども、つまり法律的には大体私もわかつておられますけれども、全国の義務教育学校で用務員のいない学校が何校あるか。

それから、ついでに申し上げますが、学校薬剤師の、これはもう法律で定めておるからいふのはずはないのですけれども、現に不在の学校もあることも私は承知しております。だから不在の学校がどれだけの数か。それから学校薬剤師のいる学校で、薬剤師の勤務日数は大体一年間に何日であるか。これは一年間に一日の学校が幾ら、一年間に十日ぐらいの学校が幾ら、あるいは一年間に二、三十日ぐらいが幾ら、そういうことで調べていただいてもよろしいと思ひます。あるいは一週間一回というふうにきまつておるものがあれば、そういう実情でもよろしい。それから学校薬剤師には、学校保健法とそれから施行規則によつて仕事をした記録簿ですか、あれは何と云うのですか、局長さん、法にあるんです。文部省の施行規則にある。――まあいいです。それがどんなふうな実施をされておるのか、その状況。それから学校給食が行なわれておる学校で、給食の専従の従業員のおる学校。専従がいなければ給食がどういふ形で行なわれているのか。これらについてひとつ調べてみていただきたしと思ひます。

す。

この件については、その調査ができてからあとで御質問を申し上げたいと思います。

○政府委員(宮地茂君) まことに恐縮ですが、所管のことを申し上げて失礼ですが、体育局関係のものも資料もございまして、それから、たとえばお出しになられた用務員につきましては、先生が御要望されているほどの厳密な調査はないかもしれませんが、御趣旨にできるだけ沿い得るような資料は整えたいと思います。体育局につきましても、その旨は同じ趣旨で可能な限り出し得るものは出させていただく。不可能なものはまたあとで御連絡いたします。

○鈴木力君 私は、ほんとうはこの法案を検討、改正案をつくるに、このくらいのことには調査した上で教員が幾ら必要なのか、それが文部省としたら常識だと思つたからお伺いしたのですけれども、その点は欠けておつた。私はさっきままでの話をしましたけれども、如実にままだぶりをこれで見せられたような気がしても困るのであります。しかし、いまはそういうまま母がいないのですから、できないものはやむを得ませんけれども、それからまた、全国全部といつても、これまたそう御無理なことも申し上げませんけれども、可能な限り、要するに教員定数のあり方と学級編制というものの基礎になる学校全体の条件といふものをやはりしっかりと検討しないと、いまのほんとうのところの討議といふものは私はやるべきじゃないという気持ちだから、その点よろしくお願いします。

それで、直接にはこれも初中局長さんの担当じゃないかもしれませんが、国立の小、中学校の職員構成、これは担当はやはり違ひますね。

それではついでですからお願ひ申し上げます。国立学校では一体職員構成といふものはどうなつておるか。専従の教職員、それから事務職員その他専従も、それからPTAとか何かその他の費用をもつてやっておる職員がおればそれも含めてです。それは全部でなくともよろしいのですけれど、これもついでにお調べいただきたいと思ふのです。それはよろしいでしょう。

○政府委員(宮地茂君) 直接の所管ではございせんが、大学当局のほうへ連絡いたしまして、先ほど同様できる限り可能な資料を提出させていただきます。

○鈴木力君 実はこれらの問題の全部状況が出てまいりますと、大臣がいつでもおつしやる学校の正常な運営という問題がはつきりしてくるだらうと思ふのです。どうもいままでやっぱりの委員会でも、学校の正常な運営といふことを何べんか大臣がおつしやることを伺つたのですけれども、私にはよく理解ができません。この点につきましては、いま御調査をいただいたらこの次にそういう点についても伺いたいと思ひます。

その次にお伺いしたいのは、いまのそういう職種のことは別といたしまして、いま義務教育学校で、よく法律、法律規定といふことを伺いますから、現に行なわれている学校のいろいろな行事あるいは業務等について、法律で規定されている以外の行事なりあるいは業務なりといふものがどういふものがあるかお調べになつていらつしやいますか。

○政府委員(宮地茂君) 行事等につきましては、学習指導要領で儀式的な行事であるとか、その他修学旅行のような行事、学習指導要領に五つ六つの例示がなされておるわけでございまして、それ以外の行事の調査につきましては、いま私、直ちにどういふものがあるかわかりませんが、いまお尋ねの御趣旨はわかりますので、それもそういう資料がございすればあわせて提出させていただきます。

○鈴木力君 これも私はやっぱり教員定数を考える場合に、このところを調べていただかないで、何か教員の定数がこれが適正だとおつしやる文部省の意図がわからないのです。私は、と言ふのは、前にこの法律案を改正した五年前の時点と今日では、学校のそれぞれの教師がやらされている仕事の態様といふのは変わつていふと思ふのです。変わつていふ事実を私も知っている。それを指導要領でこうこうこうと、それだけ見ていらつしやるから、その他のことでどうしてもやらなければならぬ業務、やらされている、やらされているといふのは、それは悪いが、やつておるものはたくさんある。それを調べないで、教師の仕事はこれこれこれといふから、いまの学校が非常にいろいろな時間的な問題なり、あるいは教育的な問題なりも起こつておるのです。これもお調べいただけないといふとするとやむを得ませんけれども、私はやっぱりこれをこの法案を検討していくためにはぜひ必要だと思ふ。ですから、その行事といふものは大体、まあそれ以外のものがなければならぬのですけれども、職員の業務以外の業務が何々かといふことは、現に行なわれているものは何々か。これはやっぱりある程度調べられるようにしていただきたいのです。文部大臣が組合活動なんてごそごそ言つていらつしやる。それもありません。それから校長会の何々なんて集まつて私的なこともある。だが、それらは私的なことといふのじゃなしに、たとえば学校長でその村の何々の委員といふような委員を兼務させられていふものがたくさんあるでしよう。そういうようなものをひとつ検討してみたい。私は非常に残念なのは、こういう大事なことをお調べいただかないで、法律以外の業務は何があるかといふと、組合活動なんてささやかれる大臣の態度について私はきわめて不満だ。私ははじめに聞いておるのです。いままさやかれたのはどういふ意図でささやかれたのですか。

○国務大臣(坂田道太君) 私もあまりつまびらかにいたしませんけれども、組合活動といふものもやはり事実としてはあると思ひます。それに相当の時間がさかれておる。それはまた正常な意味において好ましいことでもあるといふふうにも思ふわけで、その実態を何もどういふわけじゃございせん。

○鈴木力君 わかりました。組合活動といふのがあることは私も知つておるし、正常なといふか、好ましいことでもあるといふことで、大臣のおつしやつたことはよくわかりました。さっき私が誤解したとすれば私のほうもいけなかつたといふこととす。ただ、校長さんも法律にあるなら別として、社会教育関係でもずいぶんいろんな役務を持つていられる。図書館長でありますとかあるいは社会教育委員、あるいはいさつとひとりのになりますと、消防の顧問まではないかもしれせんが、消防法によつて校長さんもおちのほうの業務を持つておるわけですね。そうすると、校長さんがそういう業務を持つていまして、それが校長に発令をされたものが職員にその仕事がついていふ例が相当数あるのです。これも全国全部の学校を調べるといふても非常にむずかしいのですけれども、そういう業務を頭から離しておいて、事務職員は当分置かなくていいとか教員が一学級当たりどれだけいれたいといふふうに計算をするに間違ひのないものがあると思ふ。その業務といふのが学校でどれだけやられておるかといふことはこれは的確な把握といふことが大事だと思ふ。何々仕事があるかといふことを考えないで人数を計算するといふのは、さっき土木の話をしたしましたけれども、家を建てる大工さんはさういふ計算はしないはず。コンクリート打ちはだれだれ、さうするといふとその仕事をする土工の人が何人あるいは木工関係は何人、屋根ふきは何人、要る、外回りの付帯工事は何人と、さういふ計算をして設計といふのは出てくるのじゃないですか。そのこととさういふものを機械的に改正をしていくといふやり方に、さっき私が言つたどうしても愛情が足りないといふことを繰り返して思ふのです。が、まあいづれにしてもさういふ面についてはこの法案ではぜひ私は関係づけてこの審議をしていきたいと思ひますので、よろしくその資料等も御調査をいただきたいと思ふのです。どうもあと時間がないのでありますから、あとは資料でちやうだいいたしまして、この次の機会はまた重

ねて御質問さしていただきたいと思ひます。

○内田善利君 今度のこの法改正によつて、義務教育の諸学校の教職員の定数の増減についてはお聞きしたいのですが、五カ年計画が終了した四十八年にどのくらいの教員の増加になるのかお聞きしたいと思ひます。退職と転職、その他いろいろ減少すると思ひますが、純増は幾らになるのかお聞きしたいと思ひます。

○説明員(岩田俊一君) この数字に関するお尋ねでございますが、この五カ年計画が終了しますところの四十八年度の時点で御説明申し上げますと、この法律による改正を行ななかつた場合、つまりいまのまま推移した場合と、法改正に基づくところのそのために増加する分の差額、いわゆる制度上の差額が増が二万八千四百九十一名でございます。ところが四十八年度までの時点におきまして、なおかつ児童生徒数の全国的な減少傾向のある県が相当ありますので、その減少部分が教員定数にはね返る、いわゆる教員定数の減が一万三千七百三十五と推定いたしております。つまりその差の一萬四千七百五十六が純増となつてくるということでありまして、でございますから、制度面で見れば二万八千四百九十一人の増、自然減を見込んだところの純増を申し上げますと、一萬四千七百五十六、こういうふうなことになるかと存じます。

○内田善利君 現在、国で教員養成を目的とした大学学部、この教員養成の大学を卒業する学生数についてお聞きしたいのですが、今後五カ年の間に、大体でいいのですがどのくらいの学生が卒業するのでしょうか。

○説明員(手塚晃君) いまのお尋ねに対してお答えいたしますが、あるいは若干間違つておりましたら重ねてお答えいたします。教員養成学部の卒業生は、四十三年三月の卒業生が、四十三年十月一日現在の調査によりますと、卒業生は一萬三千一名でございます。そのうち教員に就職いたしましたのは一萬七百七十七名になっております。

○内田善利君 四十三年三月で一萬七百七十七名が

教員になつたわけですね。そうしますと五年間で大体六万人ということになりますか。

○説明員(手塚晃君) 将来につきましては、教員養成学部関係では、四十年と四十一年度におきまして、入学定員の改定をいたしておりますし、それから特殊教育関係の養成課程の人員増等もございまして、全体といたしましてはこれよりふえることになると思ひます。ただ現実問題として、いま一番問題になります小、中学校の教員に限って申し上げますと、特に小学校関係の入学定員が若干ふえておまして千六百名ほど増加しております。先ほど申し上げました国立の教員養成大学学部の卒業生は一萬三千名でございますが、入学定員といたしましては約一萬六千名ほどに最近なつております。もちろん、入学しました者が全員卒業しないというところもございまして、全体が卒業すると勘定できませんので、そういうことからいたしますと、卒業生が約二千名近くはふえるんではないかという感じがいたしますので、教員就職者が一萬二、三千名にはなるんじゃないかと、毎年平均が次第にそういう方向に増加していくんではないかと思ひます。そういたしますと、平均して約一萬二、三千名ですと、五年で約六万ぐらいになるかと思ひます。

○内田善利君 私が聞きたいのは、法改正によつて教員数が約二万名増加するわけですが、その間に教員養成の大学を出た学生数が一体どれくらいなのか。また現在何名ぐらい教育職に就職しておるのか。そういったことから、また現在各県で教員の採用試験が行なわれておりますが、この中から大体現況は何名ぐらい教員になつておるのか。そういうことから見たてこの学級数から割り出した教員増というものが妥当であるかどうか。その辺をお聞きしたいと思つて質問したわけですが、教育学部、あるいは大学の教員養成学部に入學した学生が卒業して何名ぐらい、何%ぐらい教育職に就職しておるか。私の聞きましたところでは、ある県では現在教員養成学部あるいは大学を卒業した生徒のうち、学生のうち約半分が県外

に流れておる。そして残りの、半分の二分の一ですが、これが他に転職しておる。あとは待機の状態と、そのように聞いておるわけですが、教員養成学校を卒業した学生がどの程度教員になつておるか、その辺を伺いたいと思ひます。

○説明員(手塚晃君) まず、初めに前段の御質問にちよつとお答えしたいと思ひますが、と申しまして、今度の改定に伴つて教員の需給関係についてのお尋ねでございますので、その点について申し上げます、実は小学校と中学校では教員の需給関係ではなだ相違がございます。と申しますのは、中学校関係は教員養成学部出身者で全部をまかなうという考えはとっておりませんで、一般の大学学部の卒業生で教員免許状の課程認定を受けております大学の卒業生は、非常に多数の者が教員免許状をとっております。したがいまし

て、中学校関係の、何と申しますか、必要数の確保につきましては、むしろ今度絶対的には定数減になりますので、その点心配ございません。問題は小学校の需給関係が一番問題だと思ひます。そして、今後の五カ年間の需要を見ますと、先ほど初・中局のほうから御答弁がありましたように、おおよそ約一萬二、三千名の定数増があるわけでございます。一方、小学校教員につきましては毎年約一萬名の退職補充がございまして、それは大体退職率を三%と見て一萬名というふうな勘定をしたわけでございますが、五カ年間に五萬名の退職補充が必要となります。むしろこれのほうはまるかに大きい数字でございます。合計いたしますと、五カ年間に約六万二千名以上の者、大体平均いたしますと一年間に約一万二千名の需要が見込まれますと一年間に約一万二千名の需要が見込まれるわけでございます。ちなみに、中学校のほうを申し上げますと、中学校はむしろ定数は減少するわけでございますが、やはり退職補充が毎年六千三百名程度が一応退職補充として考えられなければならぬ。したがいまして、それを五カ年間に、相殺いたしましたして二万四千名のやはり採用が必要でございます。一年間に平均いたしますと約四千八百名という需要が見込まれます。これ

に対しての供給でございますが、まあ国立の教員養成大学学部における入学定員に關しましては文部省では、先ほどちよつと申しましたが、三十九年当時、昭和四十四年度以降における児童生徒数の増減を推計をいたしまして、四十年と四十一年度の二カ年におきまして、国立の教員養成大学学部の入学定員を、小学校教員養成課程につきましてはその当時八千一百名でありましたのを九千三百四十名に約千三百名の増員をしております。一方、中学校の教員養成課程につきましては、六千二百七十四名であつたのを約二千二百名減員いたしましたして四千四百十名にいたしております。そういうふうなことである程度将来の予測を立てながら入学定員を改定したわけでございます。

今後の需給の見通しをいたしましては、小学校教員につきましては二、三年間の新規採用者は大体一萬一千名ないし一萬二千名、毎年採用しております。中身は国立の養成大学学部の卒業生のほかに一般大学、短大等の卒業生も充當してきております。今後年平均一萬二、三千名程度の需要数が見込まれるわけでございますが、この数字は二、三年間の実績と比較いたしますと、これが著しく上回るというものではないわけでございます。まして、国立の教員養成大学学部の小学校課程の卒業生が、先ほど申しましたように四十年と四十一年度に定員を増いたしましたので、その卒業生はこの四十四年の三月にまず第一回の増員が出てまいります。来年はさらにふえたものが出てくるようなことになつておまして、そういう小学校課程の卒業生の増とか、地域間の需給の調整措置を進めることによりまして、一応必要数は確保されるという見通しに立つております。中学校の教員につきましては、先ほど申しましたように一カ年平均約四千八百名の需要でございますから、これは従来の実績をむしろ下回るぐらいの数字でございます。先ほど申しましたように一般学部の卒業生による供給が非常に多いわけでございますから、これについての確保についての心配はないわけでございます。

○内田善利君 よくわかりました。しかしながら教育学部に入學した学生というものは、先生に、教育者になることを目標として入學しておるわけですから、卒業したら、はたして全員の目的の学校で教師になれるかといふことは、実情は先ほど申しましたような実情のところでありまして、非常に教員として就職することが困難なように聞いておりますが、この点について文部大臣にお伺いしたいのですが、教員諸学校を出て就職できない実情について一体どう考えられか、あるいはこれに対してどう対策を講じていかれるのかお聞きしたいと思います。

○国務大臣(坂田道太君) ちょっと事実関係を先に申しますから……。

○説明員(手塚晃君) 先ほど御質問に対して後段の分を漏らしまして失礼いたしました。

先生のおっしゃいますように、三月末あるいは四月当初におきましては教員養成学部で、特に過疎地域といいますが、人口の減少しているような地域におきましてはおっしゃいますように県内の就職が非常にむずかしくて県外の就職が相当多い。それはいろいろな地域でございますが、なおそれだけではなくて採用試験で、一応登録したままの形で、そのまま教員になることを志望しておるために他の民間の企業にも従事せずに待機しているような者があることは事実でございます。それが十月まで、私が先ほど申しましたように十月一日現在でいろいろ調査いたしました理由も、年度途中でもって欠員のでき次第採用されていくものが多い現状でございます。その当時におきましては若干さういうふうな相当数のものが待機した形になっておりますけれども、十月一日現在になりましていろいろの意味で就職率はあがり九〇%を下回るものがほとんどないのでございまして、大部分の地域が九〇%を越えております。ただ過疎地域におきまして八〇%台のものが若干ございまして、これは教員以外の就職も含めての数字でございますけれども、十月一日現在、半年間たつて就職率がそこまでいかないものも若干ある

ことは事実でございますが、十月一日になりますと、ほとんどの地域におきまして九〇%を越える、平均いたしますと九六・四五%というふうなことになっております。

○国務大臣(坂田道太君) ただいま課長から御答弁を申し上げましたような状況でございます。まあ、どうしても教員をやりたいというのになれないという若干の者がおるといふことは、これは事実だと思っておりますが、また一方におきまして、資格は持つておるのだけれどもなつてくれないという部面もある。そういうようなことでほかの産業に走っていく者がある。この教員養成の需給関係というは非常に大切でございますが、非常にまたむずかしい面も持つておるわけなんです。もう少しこれは県内の事情等を考えないといけないので、文部省全体としては――その需給のバランスは一応ただいま申し上げましたような状況かと思っておりますが、これはむしろ県におけるところの人事交流の問題にかかつておるといふこと、そのほうに非常にウェイトがあるという考えを私は持つております。しかしながら、私といたしましては、本人がどうしても学校の先生になろうと思ふのになれないといふことはやはり今後考えていかなければならない問題だと思っております。

○内田善利君 県の問題であらうと思つておりますが、やはり県については余つていふところもあるし、あるいは不足しているところもあるのじゃないかと思つております。その辺のアンバランスを何とかして国で対策を講じていつたらいいのじゃないかと、このように思ふのです。

それから、ある広範な地域ですけれども、ある場所では三十歳までの教員が全然いないという地域もあるようです。こういう年齢的なアンバランスも生じておるようなところもありますので、こういう面についてもやはり文部省として、国としていろいろたことに対する対策を早く講じないと、これはとんでもないことになるのじゃないか。若い世代の人たちの教育ということが等閑視されているのじゃないか。このようなことも生じ

ておりますので、この点についてもひとつよろしく助言なり対策を講じていただきたいと、このように思ひます。

それから、教員の採用試験ですけれども、先ほどちょっと申しましたが、各県で採用試験を行なつておるわけですが、この採用試験に合格した者が長い間待機して、結局最後は就職できない、あるいは長い間待機している間にほかの職業にいつてしまふとか、いろいろあるわけですが、この各県で教員の採用試験をやつておることについてどのように考えられておるのか。特に待機してゐる人たちに對する処置等――私もこの県の教員採用試験を受けて教員になつた者ですけれども、非常に長い間待機して困つた体験がありますが、こういう人たちに對する考慮あるいは対策、そういうことについてお伺いしたいと思います。

○政府委員(宮地茂君) いまのお尋ねの前段の、いわゆる教員が不足している地域あるいは過員を生じている地域、こういうところのその間の人事交流の配慮という御質問がございましたが、御指摘のようなことが各地で起こつております。特に従来からの僻地でない過疎現象を起こす地域におきましては、非常に教員が過員を生じてくることゝなつたようで、この問題につきましては、文部省といたしましては、都道府県の教育委員会にもこの旨を話しまして、教育委員会としても、一県内だけでなくて、広域の人事交流をぜひ推進していただきたい、このように考えまして、今年度わずかではございますが、私のほうにも事務的な経費を予算に計上した次第でございます。ただ、人事交流の場合に、何と申しまして、最近では一方向的にとへ行けといふようなことがなかなかできませんので、本人の同意と申しまうか、できれば本人の希望する土地といふことが先決になります。いろいろ思うにまかせない点がございまして、先ほどおっしゃいました年齢の問題もございまして、また住宅の事情等もございまして、また生来日本人といふのは生まれ故郷をあまり離れたがらないといふたいろいろな阻害状況が

ございますが、そういうことにつきまして、過疎県と非常に過密になります県、こういうたようなものが幾つかのブロック的に広域の人事交流をやりたいといふことで、真剣に本年度から取組むように私のほうも指導いたしておりますし、県の教育委員会もさういふふうに努力したいといふふうに申しております。

それから教員の採用の問題でございますが、実は、御承知のように、教員の採用試験は一般の公務員のように競争試験でなくて、教育公務員特例法に規定するように選考をするということになつております。したがって、各地で行なわれておりますいわゆる教員採用試験も、厳密に言へば、いわゆる競争試験ではなくて、選考の一つの方法としていろいろな採用試験と称されるものが行なわれておるのが実情でございます。したがって、各県におきましては、多少の相違はございますが、まず来年度のその県内の過不足状況を考えまして需給計画を立てて、一定の数の教員を採用するといふ計画を立てるわけでございますが、やはり四月一日から新規採用するといふすれば、やはりその日より前でございます。大体におきまして、その県で百人なら百人といふふうに一応の合格線を出しまして、百人全員が採用されないといふようなことでまあ待機者も出るということでございますが、全国一律ではございせんが、大体の府県におきましてABCといつたようなランクをつかまして、絶対に採用されるか、それから三月末までの欠員の状況を見て採用されるでしょうか、あるいは次の年度中には採用できるかもしれせんけれども、おそらく無理だろうとかといつたような状況が、その採用試験というのか、選考を受けました者には大體通知されておるのが実情ではなからうかと思ひます。しかし、先ほど大臣も答へられましたように、教員になりたいと思ひまして、選考のときに多少その他の者と比べて遜色があるといふようなことで、その意を得ない者もございまして、またこつちが援用したいといふ者でも他の職種に逃げ

を解消したいということに努力をしてきたと思うのでありますが、確かにそれは戦中戦後のあの学級編制と比べますと画期的に改善をされたと思ひます。しかしながら、国際的に見てよその国の教職員の配置状況と比べての比較をした場合どうなりますか。

○政府委員(宮地茂君) 諸外国との比較でございますが、わが国と全く同じ学校制度をとつておる国ばかりでもございせんので、勢い比較いたします場合、大体似たような学校と同種の比較ということにならうかと思ひますが、過去二回にわたります五年計画の実施によりまして、総じて申し上げますれば諸外国、まあ欧米のアメリカとか、イギリスとか、フランスとか、西独といったような諸国に比べてまして遜色はないというふうに考えております。学級編制で申しますと、わが国の一学級当たり平均児童数が四十三年度小学校が三十三・四人、中学校三十七・八人ということでございますが、欧米諸国は大体三十五人程度で、まあ大体遜色がない、欧米並みであると考えてよいのじゃないかと思ひます。多少もう少し変わった面から比較いたしますと、教員の配置率の指標になります教員一人当たりの平均児童生徒数というふうなことで見ますと、わが国は小学校が二十七人、中学校が二十二・二人でございますが、アメリカの場合は平均して小学校が二十六人、中学校が二十一・一人、イギリスの場合は小学校が三十人、中学校が二十人、フランスの場合は小学校が二十五人、中学校が二十二・二人といったようなことで、こういう比較をしましても遜色はないと言えようかと存じます。

○田村賢作君 ただいま局長の申しました数は、アメリカなりイギリスなりフランスと比べて若干の遜色があるように思ふのだが、しかし、いままでのことを考えますと、たいへん画期的に改善をされた。そこで文部省の考えとしては、一般の計数というもので、国際並みにこれを持つていくと努力をされるのかあるいは一般の教職員の定数というものの考え方をどういう配慮によつて

な今後改善していこうとしておるのか、その辺ひとつお願いいたします。

○政府委員(宮地茂君) もちろん教職員の定数なり学級編制の標準を考えます場合、私もとしまして当然諸外国のことを頭に置く必要のあることは申すまでもございせんが、今回の四十四年度から始めようと考えております五十年計画では、いわゆる過去の二回にわたります五十年計画が、いわゆるすし詰め学級の解消ということに重点を置き、先ほど申しましたような諸外国をしのぐほどには至つておりませんが、比較してその遜色のないところになりました。そこで今回は、そういったすし詰め解消ということのために、多少残されたがちなつておりました単級複式学級の改善とかあるいは専科教員、生徒指導、こういった教員の充実をはかり、また養護教諭や事務職員、これは従来から問題になつておるところでございますので、そのようなことに力を置いて、いわば学校経営の近代化を促進する、こういう観点に重点を置きましたことと、また、とかくおくれがちになりました特殊教育の充実のために、学級編制なり教職員の定数の改善をはかる、大体こういうことを主眼として今後の五年計画を実施してまいりたい、このように考えております。

○田村賢作君 大体ねらいとするところの目安はそれでわかつたんですが、現場の学校管理者、運営者が一番充足してもらいたいのは養護教諭並びに事務職員等であります。児童生徒の体位も体力もたいへんよくはなつてきましたが一、面、衛生管理の面から見ると、非常に劣悪な条件に置かれていた場合が多いわけです。したがつて養護教諭を完全に配置をするということ、それから先ほども出ましたが、学校医とか学校薬剤師とかこういうもの、あるいはこれは設備の面になります。保健衛生室の整備であるとか、こういういわゆる健康教育と申しますか、養護教育の問題が非常に大事な問題であります。これはたいへん条件が悪い。したがつて学校長はぜひこの養護教諭を配置してもらいたいという要望がたいへん強い

わけであります。

それからもう一つは、教職員が教育本来の仕事以外のいわゆる雑務に忙殺される時間、これまた非常に多い。先ほど組合活動のお話も出しましたが、確かに組合活動のごときも教育の能率を阻害する一つの要因になるかもしれません。しかしながら、大体学校の先生の引き出しがボケットには一年じゅうざら銭がチャラチャラ入つてゐる。それは何の集金だかんの集金だというふうな、そういう本来事務職員がやるべきような仕事にまでたいへんな時間を費やすのであります。そこで養護教諭を置く必要があると同じような意味において、私は事務職員というものをあまねく配置していただきたい、こう思ふのですが、今度の定数標準の改正によつてどの程度それが改善できるのか、お聞きいたします。

○政府委員(宮地茂君) 今回の改正につきましましては、現在養護教諭で申しますと、小学校での児童千人に対して一人ということ、それから中学校は千二百人に対して一人という標準で定数を考えておりましたのを、小学校は八百五十人に一人、中学校は千五百人に一人といったようなことを考えました。と同時に、このようにいたしますと、いわゆる僻地学校の多い府県等では、都会地の多い府県と比べまして非常にアンバランスになりますので、以上申しました基本的な考えのほかに、僻地学校の一定数に応じて養護教諭を特にプラスして定数上見るといふふうに考えております。

事務職員につきましては、中学校では四百人以上の学校、小学校では三百人以上の学校に一人というふうに定数を考えておりましたのを、今回は、小学校では三百五十人以上の学校、中学校では二百五十人以上の学校というふうにそれぞれ定数を改善すると同時に、養護教諭と同じように、僻地学校の多いところ、さらに要保護、要要保護児童生徒の多いところ、こういうところは、先生の生徒指導等にいろいろ仕事が多忙です。か、事務職員を特にそういう地域には配当するといったような考え方で今回の改正案は考えておる

次第でございます。

○田村賢作君 おっしゃることはわかりました。が、養護教育学校の学級に対して改善が行なれておるかどうか、これが一点。養護教育学校の学級編制。

それから、僻地の学校に多いわけですが、単級学級と申しますか、そういうのがあります。これが複式学級に改善をされる場合も考えられます。で、現在のように過密、過疎の状態が強化されればされるほど、いわゆる過疎地帯というものが残存するわけだから、児童生徒の数からいうと、当然これは従来の編制基準でいけば単級小学校になるというものであつても、教育の条件をよくしてやろうとするためにはこれを複式に編制をしてやるといふような改善措置が行なわれなければならぬという問題があります。

それから、これも先ほど出ましたが、過疎状態が進んでまいりますと、学校の統廃合という問題が出てきます。統廃合というものが進むと、今度は寄宿舎と申しますか、寮と申しますか、そういうものを設置する問題がまた出てくる。そういうものがやっぱりこれはまた教職員の過重な負担になつてくるわけです。そういうものに對する今度の法の改正によつてどの程度配慮が行なわれているのか、お聞かせをいただきたいと思ひます。

○政府委員(宮地茂君) 一番目のお尋ねは、養護学級のことでございまして、それを含めての特種教育の振興という観点から、いろいろ特殊教育学校には、標準法上配慮をすることを考えております。たとえて申しますと、学級編制を改善します。従来十人であつたものを八人の編制にするとかいふ学級編制の改善、それから機能訓練関係の教員の定数を加配するといふようなこと、その他寄宿舎のあります学校には、舎監の職務を考慮して教員を加算するとか、また寮母の定数についても増をはかるといったように、今回の標準法では特殊教育学校につきましては多角的な面からその改善をはかるという考えでおります。

それからもう一つ、過疎あるいは僻地等の小規模学校に對します措置でございますが、従来四十五人というものを基準にいたしておりましたが、しかし同一学年が四十九人までのときは四十九人学級といったようなものが存在しておりました。その四十九人の基準学級を解消するということが一点でございます。それから特殊学校のうちの一程度の激しい単級、それから五個学年、四個学年の複式、これを五年間で解消していくということでございます。また従来の三個学年複式、二個学年複式というのには残りますが、それそれたとえば二十五人を、小学校であれば十五人にする。中学なら二十五人を二十二人といたうに学級編制基準を改める、こういうふうに考えております。

それから第三の、学校統廃合の場合等に設けられます寄宿舎のお尋ねがございましたが、これにつきましては新規に舎監の定数を考えるといったようなことを予定いたしております。

○田村賢作君 教職員の数がたいへん異動をするわけですが、学級編成の基準はこれによって変えることではないのですから、過密過疎の現象によつてある地域は現在の教員が非常に過剰になる、ある地域は非常に教員が供給し得られない、不足である、こういう地域ができる。そこで先ほども話が出たのですが、この需給のバランスをどうするかということ、それから従来の編制でいくと過剰になってくる教員、これを首切るといふことはあり得ないと思ひますが、そういうような措置を避けて合理的な調整をとつた編制がどのように考えられているか、その辺についてお答えいただきたいと思います。

○政府委員(宮地茂君) お尋ねのようことは最近特に顕著になってきておりますが、こういった過疎現象の事態も十分考へまして、主として過疎地域等に所在します小規模学校の教育条件の改善に力を入れたい、こういう考へでおります。すなわち先ほど申しましたが、四十九人基準学級だとかあるいは四個、五個学年の複式を解消する、それから小規模学校におきましても一人ないし二

人の学級担任外の教員が確保されるように配置率を引き上げる。また過疎地域に所在します僻地の養護教員や事務職員が配置されるようにする、こういうようなことを講じてまいりたいと思ひますが、なお非常に過疎が進みます地域におきましては、前年度の九八・五%以上の定数が減る計算になるところでは九八・五%に押さえる、こういったようなことで措置したいというふうに考えております。

○田村賢作君 時間がきたようでありますから、これでやめますが、私は冒頭に申しましたように、この改善案というものは最善のものではないが、いままでの現状からいいたしますと、数歩前進した措置になると思ひます。ただこれは、この定数の問題とは直接つながりませんが、学校の先生は頭数だけそろえればそれで教育ができるというものではないから、問題は教員の質である、りっぱな意欲に燃えた教員の充足こそ一番大事なことでありまして、それがためにはやはり教職員を優遇する措置というものを講ずる必要があると思ひます。優遇されないところに教職員が集まってくるはずはないのでありますから、やはりこれは社会的な地位というものと優遇措置というものを十分講じまして、数をそろえと同時に質の改善をはかつていくということに、文部省はなお一その努力をされますことを要望いたしまして、私の質問終わります。

○委員長(久保勲一君) 本法案に対する本日の質疑は、この程度にいたします。

○委員長(久保勲一君) 再び教育、文化及び學術に關する調査を議題といたします。

本件について質疑の申し出がございしますので、これを許します。中村君。

○中村喜四郎君 私は岡山大学の警察官の殉職事件について緊急の質問をしたいと考えておつたわけですが、文部大臣が二時から本会議に行かなくちゃならぬという制約また他の議員さんも御都合

があるというふうなことがありますので、できるだけ簡単に質問したいと思ひます。ただ、この問題は楠委員あるいは田村委員からも質問の要請があつたのを私がいたすことにしておきますので、その間關連の質問があると存じますので、委員長の方でもぜひお取り計らい願ひたいと思ひます。

私は、岡山大学の警察官の殉職事件については、そのことの内容を十分聞いた上で文部大臣にお聞きしたいのでございますけれども、文部大臣の時間の關係上、私は大臣にまずお尋ねしたいと思ひるのでございます。今度の有本さんが学生の投石によつて痛ましくも殉職された、こういう事件は非常にショッキングな事件でございます。大臣はこういう警察官の、大学の問題で、しかも岡山大学の赤木五郎学長が告発して、そして学生課長あるいは坂手教養学部長事務取扱の暴行事件に關連して警察が捜査に当たつた問題で殉職したわけでございます。この殉職に對して大臣はどのようなことを考へておられるか、というのは、私は國民に對しても十分陳謝をしなくちゃならないし、また全国の学生諸君にもこの事件を訴える必要があるというふうに感ずるわけでございますが、文部大臣いかがでしようか。

○國務大臣(坂田道太君) 今度の岡山大学の紛争に際しまして、有本巡査がなくなつたということに對しまして、私は非常なショックを受けておるわけでございます。当の御本人に對しましては哀悼の意を表するとともに、事が大学の紛争で起きたという、そしてまたこの岡山大学におきましては、かつて入学試験を実施いたしましたときに、一部の法学部の教授の中においては、警察官に守られてやるようなそういう入学試験には協力しないというふうな意味の声明までも出して、そして学校に出てこなかつたというふうなことも伝えられておるわけでございますが、そういうふうないわば学内体制と申しますか、学校側の体制というものの對しまして、非常に私は遺憾なことであるし、同時に、そういうふうな学校管理に對する責任、あるいは國民に對する責任、あるいはまたほんとうに入学をしようとして来ておる人たちに對して、もうどうでもしても入学試験を実施しなければならぬという、そういう責任というもの、を一体教員たちはどのように考へておられるのかというふうに私は思ひたいと思ひます。したがひまして、大学というものが学問の自由あるいは大学の自治ということと呼ばれる以上は、学内におけるところの暴力の横行というものは絶対に許すべからざるものだと思ひます。第一に、全教官になればならないというふうに私は思ひたいと思ひます。そういうこの意識の欠如というものが、あるいは教官の統一したものの考え方ということがないところに今日むしろ学生の横行を許しておるところの原因があるのではないかと。もう少し大学、学長をはじめとして評議會、教授会もき然たる態度で、むしろ学問の自由を守るために、大学自治を守るために大学の先生方の教育、研究及び学生の學ばんとする自由を守るためにこそ自分たちが力を持たない場合においては警察にお願いをして御協力を願つてというふうな暴力学生を排除すべきものであるというふうに思ひます。また教育の正常化のために協力して当たらなければならぬ。犯罪の事実があつた場合は、学内は治外法権の場ではないわけでございますから、これに對して、捜査当局に對して協力をするということは私は十分やつていただかなければならない。そういうふうなことがはたして岡山大学において行なわれておつたかどうかということについて、反省をし、また私の指導と助言の足りなかつたことについて、あるいはこういうふうな不祥事を招いたのではないかとということに對して非常な責任を私は感じておるものでございます。日曜日でございますけれども、私テレビ、ラジオ等でそのことを知りまして、直ちに文部省の学生課長を岡山にやまして、そして有本巡査に對する哀悼の気持ちを表明をいたし、お通夜にも参列をさせました。また同時に、大学の学長にも會つてもらつて、病院に入院しておつたそりでござい

る責任、あるいは國民に對する責任、あるいはまたほんとうに入学をしようとして来ておる人たちに對して、もうどうでもしても入学試験を実施しなければならぬという、そういう責任というもの、を一体教員たちはどのように考へておられるのかというふうに私は思ひたいと思ひます。したがひまして、大学というものが学問の自由あるいは大学の自治ということと呼ばれる以上は、学内におけるところの暴力の横行というものは絶対に許すべからざるものだと思ひます。第一に、全教官になればならないというふうに私は思ひたいと思ひます。そういうこの意識の欠如というものが、あるいは教官の統一したものの考え方ということがないところに今日むしろ学生の横行を許しておるところの原因があるのではないかと。もう少し大学、学長をはじめとして評議會、教授会もき然たる態度で、むしろ学問の自由を守るために、大学自治を守るために大学の先生方の教育、研究及び学生の學ばんとする自由を守るためにこそ自分たちが力を持たない場合においては警察にお願いをして御協力を願つてというふうな暴力学生を排除すべきものであるというふうに思ひます。また教育の正常化のために協力して当たらなければならぬ。犯罪の事実があつた場合は、学内は治外法権の場ではないわけでございますから、これに對して、捜査当局に對して協力をするということは私は十分やつていただかなければならない。そういうふうなことがはたして岡山大学において行なわれておつたかどうかということについて、反省をし、また私の指導と助言の足りなかつたことについて、あるいはこういうふうな不祥事を招いたのではないかとということに對して非常な責任を私は感じておるものでございます。日曜日でございますけれども、私テレビ、ラジオ等でそのことを知りまして、直ちに文部省の学生課長を岡山にやまして、そして有本巡査に對する哀悼の気持ちを表明をいたし、お通夜にも参列をさせました。また同時に、大学の学長にも會つてもらつて、病院に入院しておつたそりでござい

ますが、そこに学部長に寄つていただいて今後の措置についての検討あるいは指導というものをやってみていただければと思います。そういうわけでございまして、ほんとうに私はこういうことが二度と再び起こってはならないというふうに思います。昨年、日大の紛争の最中においても警察官の方がなくなられたわけでございますが、あの際にも、もうこういうことはこれ限りでという気持ちであつたわけでございます。その際に国立大学においてこのような事態が起きることに對して、ほんとうに私は哀悼の意を表しますとともに、こういうことを未然に防がなければならぬと思ひます。そのために大学当局並びに学生諸君に對しても少し良識的な、あるいは理性的な行動をとってもらいたいと思ひます。暴力、ゲバ、そういうようなことは学内においては一切やるべきではないというき然たる態度を大学当局がお持ちになると同時に、学生たちもゲバを捨てて理性ある話し合いによつて自分の主義、主張というものを表明するというふうに変つてもらわなければ、もう大学としての意味がなくなるのではないかとふうに思つておるわけであります。たまたま私は一月の十八、十九日、機動隊を導入していただきまして、数カ月にわたりましたあの安田講堂というものの暴力学生が排除されました翌日、総理大臣と一緒に東大に参りまして、いろいろ話を聞きました。そのときの警察官あるいは機動隊の方々がいかにか周到な注意を払いながら、自分たちの傷を受けることは覚悟の上で、学生たちを守りながら、そして荒れ狂う学生をおんぶしていくその姿、そういうものも聞かれました。また、監視總監からも直接私は伺つたのでございしますが、こういうような警察官の気持ちというものを踏みにじるようなことというのは、自由社会において許されるべきことではないというふうに考えるわけでございます。ことに、このたびの本巡査は大学を出ておられますけれども、一般の方々は多くは高等学校を出た方々である。そういう、大学生のほうに秩序を無視し、あるいは

ははでな行動をやるというふうな、この風潮というものはなくさないければ、もはや私は大学というものは存立をしないというふうな気持ちさえ感じておるわけでございます。そういう気持ちを持ちまして、微力ではございますけれども、今日の大学の問題とも取り組んでまいりたいと思ひます。直接問題の起こりました岡山大学に對しましては、今後とも強い指導を行なつてまいりたいというふうに思つておる次第でございします。

私は、この尊い犠牲を無にしないよう覚悟を新にして全学の反省を求めるとともに、大学の正常化のために一層の献身的努力を払うつもりであります。これが学長の意思表示であります。で、こういう学長の決意のもとに岡山大学では十三日並びに昨十四日大学の評議會を開きまして、対策を練つております。事柄が直接の事件は大学が告発した容疑者の捜査にからむことでありますので、この捜査に大学として一そう協力の態をとるといふ方向がひとつあるわけでありまして、それからまた、こういう事件の根柢となりますのは、それ以前から存在する岡山大学の紛争問題でありますので、この紛争問題の解決にも一そう新たな決意のもとに取り組むという態勢で現在進んでおるわけでございします。

○補正後君 ちよつと関連。いま文部大臣が深く遺憾の意を表されたのでありますが、例の「マスコミQ」で、一月十三日に九大の井上教授が、警察官は敵だ、こういう非常に無責任な発言をテレビでやり、また週刊誌でございしたか、そこでも警察官は敵だというふうなことを発言しておるのでもございますが、敵であるからには殺すというふうな意識を学生に植えつけるというふうなことで油を注いだということは、いくら井上教授が弁明なさつても、私はそういうことがあつたということをお考へるのでございします。必ずしも、警察官が敵だと言つたことが、岡山大学で警察官を殺した、殺人事件が起きたという因果關係があるとは思ひきれませんが、先ほど申しましたとおり、そういうふうな警察官との対決意識に油を注いだということは確かであるというふうに私は考へておるわけでございします。したがつて、こういう事件を契機にして、京都大学の井上教授にしては、あの暴力学生を擁護し、また九大の教授が警察官は敵だと言つた、それから何日もたたないうちに、敵である彼らが見ておる警察官を殺したという事件があるわけですから、この際、ああいった暴力学生を擁護し、暴力学生に對して教唆、扇動をするような教授に對しては、文部大臣としてはけりしい態度で、きびしい態度で臨んでいただきたい、こう思つておるわけでございします。これは質問ではございせんが、私の考へをここで述べさせていただきます。

○中村喜四郎君 私は大臣の悲壯な気持ちもよくわかる。しかし、次から次に学生の暴力行為がエスカレートしてくる。しかも大学内部ではこれとめる道がない。警察官が出て、しかも警察官がけがをし、死ぬ。いままで、羽田事件以来で一万名以上の人が負傷し、三百五十数名の人がいまだに入院している。こういう状況が各所にある。私はゆゆしき問題だと思ふ。そこで大臣がいまの考へ方を国民の皆さん方にも、全大学の皆さん方にも訴へる必要があると思ふ。かつて哲学者フヒヒテが、レーデン・アン・ディ・ドイッテ・ナツイオーン、「ドイツ国民に告ぐ」と言つて、若い学生たちに訴へた。その心境は別ですけれども、私は、文部大臣はその考へ方を国民に訴へ、学生諸君に訴へる必要があると思ふ、何かの方法を通じて、そういう方法をぜひやつてもらいたいと思ふ。大臣は忙しいですから、もし私のいまのことに対してお答えがあれば、お答えしていただいて、退席していただいてけっこうです。

私は、この尊い犠牲を無にしないよう覚悟を新にして全学の反省を求めるとともに、大学の正常化のために一層の献身的努力を払うつもりであります。これが学長の意思表示であります。で、こういう学長の決意のもとに岡山大学では十三日並びに昨十四日大学の評議會を開きまして、対策を練つております。事柄が直接の事件は大学が告発した容疑者の捜査にからむことでありますので、この捜査に大学として一そう協力の態をとるといふ方向がひとつあるわけでありまして、それからまた、こういう事件の根柢となりますのは、それ以前から存在する岡山大学の紛争問題でありますので、この紛争問題の解決にも一そう新たな決意のもとに取り組むという態勢で現在進んでおるわけでございします。

○岡田喜四郎君 じゃ大臣けっこうですから。では、大学学術局長に。岡山大学では、こういう事件が起きて、現場でなくなつたりけがした学生の姿を教授も見ておつたはずで。そういう状況で岡山大学側としては何か反省する、これに對処する考へ等がにじみ出ておるかどうか、それをお伺ひしたい。

○政府委員(村山松雄君) 岡山大学側の直接な意思表示をいたしましたのは、赤木学長が、有本巡査の死亡直後に、病床から声明を發しまして、次のように述べておられます。これは四月十二日の午後九時十分に声明を發せられたわけでございします。が、「私どもの大学が、紛争のために何物にも代え難い人命が失われたということは、今更申し上げる言葉もなく、まことに痛恨のきわみであります。私は、大学の責任者として、深くその責任を痛感しております。有本さんならびに御家族の方々に對して衷心からお詫び申し上げます。に、故人の御冥福を心からお祈りしております。

私は、この尊い犠牲を無にしないよう覚悟を新にして全学の反省を求めるとともに、大学の正常化のために一層の献身的努力を払うつもりであります。これが学長の意思表示であります。で、こういう学長の決意のもとに岡山大学では十三日並びに昨十四日大学の評議會を開きまして、対策を練つております。事柄が直接の事件は大学が告発した容疑者の捜査にからむことでありますので、この捜査に大学として一そう協力の態をとるといふ方向がひとつあるわけでありまして、それからまた、こういう事件の根柢となりますのは、それ以前から存在する岡山大学の紛争問題でありますので、この紛争問題の解決にも一そう新たな決意のもとに取り組むという態勢で現在進んでおるわけでございします。

○中村喜四郎君 なくなつた有本さんは、三年前までは香川大学の学生であつた、卒業生であつた。しかも警察官としてすばらしい成績で、中国管区で第一等の成績で出た警察官、二十六歳でなくなつた。しかもそれは教授や学生の見ておる前で傷ついて、そして死んでいったんだ。私は、大学側の赤木学長がまことに遺憾である、責任を痛感するといふそのことはわかりましたけれども、何かもう少し大学側で、先生側で反省があつてしかるべきであり、なおかつこれに所屬した全共闘會議の諸君も、人を殺したんだ、石を投げればけがをするといふことはわかつてゐる、死ぬといふことはわかつてゐる、それをあえてする。なくなつた、こういうことに対しては学生諸君も反省の色が見えておると思ふんですが、大学側からのいろいろ報告ではいかがですか。

○政府委員(村山松雄君) 大学側の態勢はいま御説明したとおりであります。それから、学生側の反応をいたしましたのは、岡山大学では現在まで授業が始まつておりませんが、一般学生は大学にはあらわれておりませんが、大学にあらわれておりますのは、この紛争を起しておる全学共闘會議のいわゆる過激派学生でございします。そういう關係もありまして、現在

私は、この尊い犠牲を無にしないよう覚悟を新にして全学の反省を求めるとともに、大学の正常化のために一層の献身的努力を払うつもりであります。これが学長の意思表示であります。で、こういう学長の決意のもとに岡山大学では十三日並びに昨十四日大学の評議會を開きまして、対策を練つております。事柄が直接の事件は大学が告発した容疑者の捜査にからむことでありますので、この捜査に大学として一そう協力の態をとるといふ方向がひとつあるわけでありまして、それからまた、こういう事件の根柢となりますのは、それ以前から存在する岡山大学の紛争問題でありますので、この紛争問題の解決にも一そう新たな決意のもとに取り組むという態勢で現在進んでおるわけでございします。

までのところ過激派学生がこの事件によって反省をし、態度を改めるのではないかと傾向はただ感得されておられません。それからまた一般学生の反応については、まだ盛り上がり大学側もキヤッチするところまでいってありません。

○中村喜四郎君 赤木学長が告発して、そしてその事件一学生課長が軟禁、暴行された、また教養学部長がつけ上げられて頭にけがをしたという、こういう告発事件に関連して問題が起きたわけでございますけれども、この十二日の日に、午前三時ごろに警察側が入る際に、事件を大学側、学生側でキヤッチして防備態勢を整えたというように新聞には出ておりますが、警備局長、警備状況はわかりませんか。

○政府委員(川島広守君) ただいまの御質疑に関連してでございますけれども、岡山大学の今回の場合におきましては、確かに新聞が報じておりますように早朝から学生が集まってまいったことは事実でございます。元来、前日までの私のほうの判断では、籠城中のものは大体五、六十名であろうというふうに判断しておったわけでございます。しかしながら、他の大学の例にもございしますように、相当数の部隊を、今回の場合八百人でございますが、この部隊を招集して部隊編成を組むわけでございますので、県下各署からそれぞれ臨時編成をいたしますものですから、そういう意味合いでは事前にその動向が外部に漏れるというところはこれは当然あり得ることでございます。したがって、今回の場合、まだ詳細に、どのような経路でこれが外部に事前に察知されたか、いまだ検討中でございますけれども、結果論から申しますれば、事前にこれが外部に漏れておったことは明らかであろう、こう判断をいたしておる次第でございます。

○中村喜四郎君 局長に、頭に入れるために事件の概要と警察官の負傷者状況を簡単にひとつ……。

○政府委員(川島広守君) 先ほど中村委員のお尋ねの中にもございましたように、この岡山大学の

今回の捜査に關しましては、実は本年の二月の十五日、学生課長の部屋に過激派の学生が乱入いたしまして学生課長をつるし上げをする、なぐるけらという暴行があり、さらにまた部屋の内部の器物等につきましてもかなり手荒な損害を行なった。この事案は二月十五日に発生をしております。同時にまた、学生課員がその日の午後にはやはり同様につるし上げを受け、さらに暴行を加えられた、こういう事案。引き続き三月二十五日に、教養学部長事務取扱をしておる坂手さんに対して、これまたかなり激しい暴行傷害を与えておる、こういう事案が実は二月、三月に起こっておるわけでございます。これにつきましては、かねて警察も独自で捜査を進めてまいった経緯がございしますけれども、三月三十日に赤木学長からの告発がございしました。四月十日にそれぞれ必要があれば逮捕令状を用意する、それから押収、捜索、検証令状等の発付を受けまして、そこで四月十二日の早朝に八百名の警察官を動員をいたしまして執行をいたしたわけでございます。その間、先ほどお話し申しましたように、本来、内部におりましたのは五、六十名でございますが、早朝からほとんど集まってまいりまして、おおむね百五十名から百七十名程度の学生、これが東門と西門の二手に分かれて、その門前に机、いす等によりましてバリケードの強固なものを築き上げる、こういう事態に進展をいたしました。そこで警察側といたしましては、押収、検証のためにそれぞれバリケードを撤去をまずいたしまして、それから、逐次、学生課長の立ち会いを求めて一切の措置を終わらせたわけでございますけれども、たまたま五時四十分過ぎでございますけれども、東門のバリケード撤去のために出動しておりました二中队、四中队、そのうちの有本警部補は二中队の二小隊の隊長の伝令兼記録係ということで小隊の標識灯を左手に持ち、右手に携帯無線機を携行いたしました、それで非常に激しい投石が東門の正面から行なわれましたので、これを防石網及び大だてでもって防ぎながらバリケードの撤去を

はかっておったわけでございますが、大だてに石がばんばん当たるものでございますので、携帯無線機で送受話をやっておったわけですが、なかなか難聴でございしましたので、やむなく有本警部補は右のヘルメットを若干上に上げましてそうして通話を終らしたその直後に、有本警部補から見ればちょうど右側でございますけれども、死角のほうから飛んできた大きな石が耳のちょうど上の頭のところへ直撃をいたしました、その衝撃でヘルメットが全部飛んでしましまして、その場にへたんと転倒したのでございしますけれども、また地上に立ち上がりまして、讀売新聞の一面に報道されたのは立ち上がった直後の写真でございます。立ったまま原隊に、前のほうへ、小隊のほうへ歩いていったのですが、出血が多量でございしたので、同僚にとめられて救急車で市内の川崎病院に収容された。午前中、大体六時過ぎまして十分ほどまでは痛むというところで意識はあつたのでございますが、二十分程度から意識が不明になりまして、そこで八時半から二時間にわたって、非常に慎重な和田医師の執刀で手術をしたわけでございます。われわれさっそく報告を受けまして案じておったわけでございますけれども、午後になりまして、大体容態は手術もたいへん順調にいったし生命には心配あるまいという実は報告を受けて安堵しておったわけでございしますけれども、夕方になりましてから急に呼吸困難を訴えまして容態が悪化して、午後八時四十分について殉職をいたしました、こういうふうな経緯でございます。昨年の九月の日大事件におきます西条警部の死に続いて二人目の殉職でございまして、私といたしましてはまことに遺憾に存じ、また責任を感じておる次第でございます。

概要でございますが、以上のような経緯でございます。

○中村喜四郎君 そういふ暴力行為から結局殺人行為になったわけですが、今後の捜査方針等について簡単にひとつ……。

○政府委員(川島広守君) 有本警部補が殉職をいたしました同日の午後十時に、岡山県警には特別捜査本部を設置いたしました五十二名の専従員をもつていまだ懸命に捜査をしておる次第でございます。現在までのところ捜査の状況でございますが、一応有本警部補が倒れました場所付近、東門の門前でございしますが、おおむね門の、投石しておりました学生の集団から約八メートル程度のところで倒れたのでございしますけれども、その付近からいわゆるコンクリートの敷石それから土木工事に使います石その他二十七個を領置しました。そのうちの十六に血痕が付着しております。目下これを鑑定中でございします。

○中村喜四郎君 局長さん、おそれ入りますが、時間がたつたので、大学の教授陣やその他がこれに、捜査に協力しているかどうかということをお聞きしたいのです。

○政府委員(川島広守君) これにつきましては、学校当局からいまだ協力を得つつある次第でございます。目撃者もございします。

○中村喜四郎君 この有本という殉職警官の遺族、あるいは補償、こういうことについての対策はどうですか。

○政府委員(川島広守君) 有本警部補の補償の問題でございますが、いま試算をいたしておりますけれども、直ちに今回警察庁長官から警察官殉職章、これは最高の榮譽でございますが、これをまづ贈られる、それから賞金二百万円、これはすでにお届けをいたしております。見舞い金五万円、総理大臣から特別報償費百五十万円、さらに県の条例に基づきますところの賞金二百金が約四百万円程度、またこれは予定でございますけれども、そのほか退職金その他一切を含めまして一応私のほうでいま試算をいたしましたところでは、おおむね千二百万円程度、それから遺族年金が十二万円というふうなことになるかと存じます。もちろんこれだけではございしませんので、さらにまた一そう努力してまいりたい、こう考えておる次第でございます。

○中村喜四郎君 もう一つ問題は、中央大学が学

たしました同日の午後十時に、岡山県警には特別捜査本部を設置いたしました五十二名の専従員をもつていまだ懸命に捜査をしておる次第でございます。現在までのところ捜査の状況でございますが、一応有本警部補が倒れました場所付近、東門の門前でございしますが、おおむね門の、投石しておりました学生の集団から約八メートル程度のところで倒れたのでございしますけれども、その付近からいわゆるコンクリートの敷石それから土木工事に使います石その他二十七個を領置しました。そのうちの十六に血痕が付着しております。目下これを鑑定中でございします。

○中村喜四郎君 局長さん、おそれ入りますが、時間がたつたので、大学の教授陣やその他がこれに、捜査に協力しているかどうかということをお聞きしたいのです。

○政府委員(川島広守君) これにつきましては、学校当局からいまだ協力を得つつある次第でございます。目撃者もございします。

○中村喜四郎君 この有本という殉職警官の遺族、あるいは補償、こういうことについての対策はどうですか。

○政府委員(川島広守君) 有本警部補の補償の問題でございますが、いま試算をいたしておりますけれども、直ちに今回警察庁長官から警察官殉職章、これは最高の榮譽でございますが、これをまづ贈られる、それから賞金二百万円、これはすでにお届けをいたしております。見舞い金五万円、総理大臣から特別報償費百五十万円、さらに県の条例に基づきますところの賞金二百金が約四百万円程度、またこれは予定でございますけれども、そのほか退職金その他一切を含めまして一応私のほうでいま試算をいたしましたところでは、おおむね千二百万円程度、それから遺族年金が十二万円というふうなことになるかと存じます。もちろんこれだけではございしませんので、さらにまた一そう努力してまいりたい、こう考えておる次第でございます。

○中村喜四郎君 もう一つ問題は、中央大学が学

生の管理になっている。ここで火災びん、あるいは硫酸、あるいは他の凶器類が数多く押収された。これはどうですか。

○政府委員(川島広守君) 三月十四日に中央大学の学生会館の押収捜索をいたしましたわけですが、その場合に押収しましたおもなものは、火災びんが九十二本、それから硫酸——びんに入つたものでございますが、これが十四本、角材百八十本、シンナーでございますが、これが一か、その他ハンマー、あるいはヘルメットその他の類が相当数ございまして、全体で約七百点という程度の押収をいたしておる次第でございます。

元来、まあいまだ話してございまして、中央大学の学生会館は完全に一日にち間違えまして、四月十日でございました。学生の武器庫といわれておつた場所でございますので、現在学校側のほうでもこれを閉鎖をするというふうなことで、教授にはかつておる、そういうふうな聞いておる次第でございます。

○中村喜四郎君 学生の武器がほとんどエスカレートしていくわけでございますが、これに対する今後の警察庁の対処策はどんなふうにしていきますか。

○政府委員(川島広守君) 新聞等でも御案内でございますように、一昨年の羽田事件以来、次第に彼らの使いますところのいわゆる凶器といふものの質、量ともにエスカレートしてまいっておりますことは、御承知のとおりでございます。中でも一月の東大事件、一月十八、十九の東大事件にはつきり出てまいりましたように、最近では火災びんを使いますのが一般化しておるというふうな情勢でございます。ある学生の派閥の一部の出版物には、銃砲を使おうというふうなことを広告をしておる。そういうふうなこともこれでありまして、彼らの使いますところの凶器は、いま申し上げましたようなことで、次第に激しさを加えていくであらう、こういふふうに予想しなければならぬと考えておるところであります。したがって、これに対するわがほうの基本的な考え方でございますが、あくまでも警察官の受傷の防止をするという観点から、ヘルメットなり、あるいは防護衣なり、その品物については極力装備の充実につとめてまいっておる経緯でございますけれども、しかしながら、ヘルメットにいたしまして、あるいはいまだ申しましたような個人装備を、いかにこれを完全に装着したといたしまして、完全に安全であるというふうなことは、とうていこれはもう言い得ないのでございまして、現場におきまして、いま申しましたような、事前における学校の側、管理者側のそれぞれの措置というものにも大きく期待をいたさなければなりませんことは、いまの中央大学の学生会館の例に徴しまして明らかであらうと考えております。もちろん、われわれが使います装備といふものは、あくまでも防護的なものだけでございまして、今後さらにまた量に増えまして、質におきまして、研究開発を進めてまいりたい、かように考えておる次第でございます。

○中村喜四郎君 そうだと思ひます。幾ら防護施設をしても、次から次にしていく。私は大学学術局長に、全国至るところで、次から次にこういう問題が起きておる。入学試験の妨害だけでも、文部省に入つておるのではおそろしく十四、五の大学ではそういう問題が起きておると思ひます。今後、こういうエスカレートしようとする紛争問題、これに対しては学術局長もしつかりひとつ性根を据えた対策を大臣に進言してもらつて、二度と再びこのような警察官の殉職事件が起きないよう、文部省でも対策を立てていただきたいと思ひます。

なお、警備局長のほうには、今日まで羽田事件以来の負傷者、警察官の負傷者の数、あるいは入院している者、むち打ち症等の後遺症の残つておる者、それらの家族の状況、こういう問題につきまして資料を後刻いたしたいと存じます。

○政府委員(川島広守君) ただいまの資料は、さつそくにつくりましてお届けしたいと思ひ

ます。

○楠正俊君 閣下。日本大学の経済学部が古田を殺せといふのがずいぶん書いてあつた、大きく。それはいま消えておるようですが、それから学校の先生を養成する教育大学の門を入つていきますと、正面に官憲を殺せと書いてある。殺せ、殺せといったことが各所に書かれておる。そういう状況下にあつて、学生の武器はますます、先ほどお話しのようにエスカレートしていく。こういうたときに、いよいよ警官の負傷者がふえていく。第一次羽田事件から現在まで一万三千三百三名警官が負傷しておる。それから入院患者が三百五十六名と聞いておりますが、入院患者の三百五十六名の中で、再び警察官として働けないのではないかと考える警察官がずいぶんおるのではないかと思ふ。そういう方々に対する将来の保障、これはどういふことになっておりますか。

○政府委員(川島広守君) 御指摘のような警察官に對しましては、公務災害補償法によりまして、このいろいろの補償なり、その他のことは法の定めに従つて補償をいたしておるわけでございます。それ以外に長官から見舞金その他を出しておる次第でございます。

さらにまた来年度、予算をお認め願へましたので、東京都下にリハビリテーションの施設をつくることに相なつております。初年度分で、これは補助金でございますが、約四千万円程度の予算を認められましたので、一応二カ年計画で、約二億のリハビリテーションの施設をつくる予定でございます。

それから現に、過去におきまして、羽田事件以前に、それぞれの大家運動その他、不法事案に伴います警備についてがをいたしました者、こういう者につきましては、警察官として制服でなかなか勤務できない、そういうふうな者につきましては、やはりリハビリテーション的な教養を行ないまして、たとえば活版を、謄写を切るとか、特別な特殊技能を授けまして、それで職場の中で孤独感を味わわれないような、そういうふうな

職場環境を築いてつとめておる次第でございます。

何よりもまして精神的な激励が最も大事でございます。警察といふことは、味合ひで、あたたかい目で今後の補導なり、更生なりについて努力しておる、こういう次第でございます。

○小林武君 閣下。これは人命に關係する問題、それから非常に銃器の使用とかいふような問題も起つて、學國紛争の問題は重大な段階に入つたと私は考えております。で、文部省の学術局長、あなたにおさめられるわけのところで、これはこんなことをおさめられるわけのものではないと思つておる。これは全体の責任としてどうしなきゃならぬかといふことになるんだけれども、これについて、私は根本的に、一体これをおさめようとする場合にどうするかという考え方がないわけじゃない。機会があつたら申し上げようと思つておるわけですが、このことについては、中教審でおさめるような問題では私はないと思ひます。中教審の答申を待つてどうするなというところでおさめることであるならば、これはまあ樂觀しておいてもいいといふことになるけれども、それはなかなか簡単にいかない、こういう事情があるのです。したがって、これを一体おさめるのはどうするかといふことについて、ひとつ文部省としては、一体相談したことがあるのかどうか、文部省として一体どうやるべきなのか。私はいまのところの文部省の考え方ではなかなかおさめられないといふ考え方できておるわけですね。それが一つです。

それからいまの岡山の話も聞いても、非常に人命を失うといふこと、また家族のことを考えるとこれはたいへんなことである。そこで私は、同時に警察官にもそのぐらいの負傷は出ておるだろう、これは学生のほうも負傷とか、あるいは学生の中にもわれわれ聞いたところでは全然失明したとかなんとかいふことも聞いておる。これはもう対立して考えるのじゃなしに、今度の紛争を中心

にして第一線の警察官も傷ついている、学生も傷ついているというなら、これについて、あなたのほうで両方の負傷者について数とかあるいはどういふ状況であるとかいふ調査があるのかどうか。それから大学事務局では、その点について、大学紛争以来、一体学生はどういうあれになっておるかという調査があるのか。あったら、はっきりしたところを言ってもらいたいけれども、なかつたらひとつ十分調査をして、それも資料として提出してもらいたい、こう思うのです。何かここで簡単に概数、このぐらいのことあったらどちらからでもけっこうです。それから御答弁いただきたい。しかし、この問題は一つの側面からだけ見て対策を立てようとしてもだめだということ、私の考えでは、この重大問題をどうするかというところで、これは国会の責任をわけて大きいというよりも、国会の中における責任というよりも、なものはだれよりも大きな責任を持つていなければならないかと私も考えて、この問題については多少いふんことをいま頭の中で計画したりあるいは記録にしたりしているわけでありましてけれども、そういう意味でいまい何かおわかりであつたらそういう負傷者その他について御答弁をいただきたい。

○政府委員(村山松雄君) いわゆる過激運動をやっております学生につきましては、その初期はともかくといたしまして、活動に専念するに至りますと教室にも出てまいりませんし、大学の輔導更生の範囲内に入つてこない。もっぱらこれらのセクトの間でことをやっておる。大学にあらわれるときはいわゆる過激活動といったような形で出てくる、そういうことであります。また、負傷等の事実があらわれても、これは事実はあるようでありまして、いかなる者がどういふ負傷をしたかというふうなことにつきましても大学側の調査に應ずるような態度でございせんものですか、遺憾ながら文部省並びに当該大学においても過激派学生の負傷状況等についての実態はつまびらかにしておらないのが実情でございします。

○政府委員(川島広守君) ただいま事務局長が答へ申したのと同じでございしますが、実はなかなか本人からの申告等もございせんものでございしますから、正確な数字が把握できないのが実情でございします。ただ、一月の十八、十九の東大事件のような場合には、私のほうでも、消防署関係、病院等にせつかく御協力を得ました上で、あの十八、十九の両日にあたりました事件では、学生のけが百四十六名、これは東大病院、警察病院、関係病院全部当たつたわけでございますが、その中には、いまお話しのごさいました失明という者は、幸いにして、目に当たつた学生もおりましたけれども失明はとりとめております。その場合、警察側のけがは六百五十三名でございまして、大きな事件等については、極力私どものほうでも、学生側の負傷についても取り調べ、努力はいたしておりますけれども、正確な数字をこれは把握いたしかねている次第でございします。そのように御理解をいただきます。

○小林武君 いまのところ調査はなかなかめんどうでしようが、まあ調査してどうするといふあれもないけれども、たぐさんの若い人たちが、日本の将来を背負うような若い人たちが、どっちの側にいたしましても、そういう傷つき倒れていくという現状は、これはやはり見のがすことのできないものであるといふふうに考えますので、きょうは時間が足らなくて十分な討論できませんでしたが、いづれ機会をみて、国会の中においても努力しなければならぬし、文部省においても、その点については、やはりどうしたら一体この問題を解決できるかといふことについて、ほんとうに純粋な立場に立つた私は考え方がなければならぬと思つてます。それぞれの立場でそれぞれの案を立ててます。その状況を深刻なものにしていくというふうなことも心配はないかといふと、私はないわけではなないと思つてます。これは警察官も迷惑かもしれないけれども、そういう状況をつくらないといふことのために、政治の責任といふものは十分あるわけでありまして、特に行政面を担当して

おる文部省側としては特段の御努力をいただきましたというのを希望しておきます。いづれしかし討論の機会あるでしょう。私の質問終わります。

○委員長(久保勲一君) 本日はこれにて散会いたします。

午後二時二十五分散会

四月九日本委員会に左の案件を付託された。

一、日本育英会法等の一部を改正する法律案(安永英雄君外三名発議)

一、産地地域における公立の小学校及び中学校の学級編制及び教職員設置に関する特別措置等に関する法律案(安永英雄君外三名発議)

一、産業教育手当法案(川村清一君外三名発議)

一、高等学校の定時制教育及び通信教育振興法の一部を改正する法律案(川村清一君外三名発議)

日本育英会法等の一部を改正する法律案

日本育英会法等の一部を改正する法律

第一条 日本育英会法(昭和十九年法律第三十号)の一部を次のように改正する。

第十六条ノ四第二項中「又ハ高等専門学校を」

「高等専門学校又ハ教職員免許法(昭和二十四年法律第四十七号)第五条第一項ニ規定スル養護教諭養成機関(以下養護教諭養成機関ト称ス)若ハ同法別表第一ノ備考第二号ニ規定スル教員養成機関(以下教員養成機関ト称ス)」

に、「二、定年教以上継続シテ」を「三年ヲ経過スルマデ」に、「其ノ他ノ施設を」を「養護教諭養成機関、教員養成機関其ノ他ノ施設」に、

「教育ノ職ニ在リタルトキハ」を「教育ノ職ニ就キ二年以上継続シテ其ノ職ニ在リタルトキハ」に、「教育又ハ研究ノ職ニ在リタルトキハ」を「教育又ハ研究ノ職ニ就キ二年以上継続シテ其ノ職ニ在リタルトキハ」に改める。

第十六条ノ四第三項の次に次の一項を加える。

日本育英会ハ特別ノ事由アリト認ムルトキハ

学資ノ貸与ヲ受ケタル者ガ貸与金ノ返還ヲ免除セラルコトヲ得ルヲ修業後教育又ハ研究ノ職ニ就クコトヲ要スル第二項ノ期限ヲ政令ノ定ムル所ニ依リ延期スルコトヲ得

第三十六條ノ二第一項中「又ハ高等専門学校」を「高等専門学校又ハ養護教諭養成機関若ハ教員養成機関に、「一定年数以上継続シテ」を「三年ヲ経過スルマデ」に、「教育又ハ研究ノ職ニ相当スル職ニ在リタルトキハ」を「教育又ハ研究ノ職ニ相当スル職ニ就キ二年以上継続シテ其ノ職ニ在リタルトキハ」に、「同項ノ規定」を「同項及同条第四項ノ規定」に改める。

第二条 日本育英会法の一部を改正する法律(昭和三十六年法律第七十号)の一部を次のように改正する。

附則第二項を次のように改める。

2 この法律による改正後の日本育英会法第十六条ノ四第二項、第三十六條ノ二及び第三十六條ノ三の規定は、昭和二十五年四月一日以後の貸与契約により貸与した貸与金について適用する。

第三条 日本育英会法の一部を改正する法律(昭和四十年法律第二百三十三号)の一部を次のように改正する。

附則第二項を次のように改める。

2 この法律による改正後の日本育英会法第十六条ノ四第二項及び第三項、第三十六條ノ二並びに第三十六條ノ三の規定は、昭和二十五年四月一日以後の貸与契約により貸与した貸与金について適用する。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 第一条の規定による改正後の日本育英会法第十六条ノ四第二項から第四項まで、第三十六條ノ二及び第三十六條ノ三の規定は、昭和二十五年四月一日以後の貸与契約により貸与した貸与金について適用する。

産炭地域における公立の小学校及び中学校の学級編制及び教職員設置に関する特別措置等に関する法律案

産炭地域における公立の小学校及び中学校の学級編制及び教職員設置に関する特別措置等に関する法律

(目的)

第一条 この法律は、産炭地域における教育の特殊事情にかんがみ、産炭地域に所在する公立の小学校及び中学校に係る学級編制及び教職員設置に関する特別措置等について定め、もつて産炭地域における義務教育の水準の維持を図ることを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「産炭地域」とは、石炭

鉱業の不況による疲弊の著しい地域及びこれに隣接し、当該不況による影響の著しい地域であつて、政令で定めるものをいう。

2 この法律において「産炭地学校」とは、産炭地域に所在する公立の小学校及び中学校をいう。

(学級編制の標準の特例)

第三条 各都道府県ごとの、産炭地学校の一学級の児童又は生徒の数の基準は、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律(昭和三十三年法律第百十六号。以下「標準法」という。)第三条第二項の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる学級編制の区分に応じ、同表の下欄に掲げる数を標準として、都道府県教育委員会が定める。

学級編制の区分	一学級の児童又は生徒の数
同学年の児童又は生徒で編制する学級	三十五人
二の学年の児童又は生徒で編制する学級	十五人
学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第七十五条に規定する特殊学級	十人

2 産炭地学校の学級編制については、標準法第三条第一項中「数学年」とあるのは「引き続き二の学年」と、同法第四条中「前条第二項又は第三項」とあるのは「産炭地域における公立の小学校及び中学校の学級編制及び教職員設置に関する特別措置等に関する法律(昭和四十四年法律第 号)第三条第一項」とそれぞれ読み替えて、これらの規定を適用する。

(教職員の設置の特例)

第四条 産炭地学校には、もつばら児童又は生徒の生活指導に従事する教諭又は助教諭を置かなければならない。

2 前項の規定により置くべき教諭又は助教諭の数は、次の表の上欄に掲げる学校規模に応じ、同表の下欄に掲げる数とする。

学 校 規 模	教諭又は助教諭の数
十学級以下の学校	三人
十一学級から二十学級までの学校	四人
二十一学級から三十学級までの学校	五人
三十一学級以上の学校	六人

3 産炭地学校には、学校教育法第二十八条第一項ただし書(同法第四十条において準用する場合を含む。)及び第百三条の規定は、適用しない。

(教職員定数の特例)

第五条 産炭地をその区域の全部又は一部とする各都道府県ごとの、公立の小学校及び中学校に置くべき教職員(標準法第二条第二項に規定する教職員をいう。)の総数は、同法第六条及び第七条の規定又はこれらの規定及び公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律及び市町村立学校職員給与負担法の一部を改正する法律(昭和三十八年法律第百八十一号)附則第三項の規定によるほか、前条の規定により置くこととされる教職員の数が確保されるように定めるものとする。

(国の負担の特例)

第六条 産炭地学校における教育の教材に要する経費については、義務教育費国庫負担法(昭和二十七年法律第百三十三号)第三条中「二分の一」とあるのは「十分の八」と読み替えて同条の規定を適用する。

(国の補助の特例)

第七条 産炭地学校の設置者が産炭地学校の児童又は生徒に係る学校給食費を補助する場合における学校給食法(昭和二十九年法律第百六十号)第七条第二項の規定の適用については、同項各号列記以外の部分中「予算の範囲内において、これに要する経費の一部を補助することができ」とあるのは「これに要する経費の十分の八を補助する」と読み替えるものとする。

第八条 市(特別区を含む。)町村が産炭地域内に住所を有する学校教育法第二十三条に規定する学齢児童又は同法第三十九条第二項に規定する学齢生徒で経済的理由により就学困難と認められるものの保護者に対して就学奨励のために金品を給与する場合における就学困難な児童及び生徒に係る就学奨励についての国の援助に関する法律(昭和三十一年法律第四十号)第二条の規定の適用については、同条各号列記以外の部分中「児童若しくは生徒の通学に要する交通費」とあるのは「通学用品若しくはその購入費、児童若しくは生徒の通学に要する交通費」と、「予算の範囲内において、これに要する経費」とあるのは「これに要する経費の十分の八」と、同条第一号中「又は児童若しくは生徒の通学に要する交通費」とあるのは「通学用品若しくはその購入費又は児童若しくは生徒の通学に要する交通費」と、それぞれ読み替えるものとする。

第九条 学校保健法(昭和三十三年法律第五十六号)第十七条の規定により産炭地学校の児童又は生徒に係る援助を行なう場合における同法第十八条第一項の規定の適用については、同項中「予算の範囲内において、その援助に要する経費の一部を補助することができ」とあるのは「その援助に要する経費の十分の八を補助する」と読み替えるものとする。

第十条 日本学校安全会法(昭和三十四年法律第百九十八号)第二十条第三項ただし書の規定により同項に定める額で産炭地学校の児童又は生徒に係るものを徴収しない場合における同法第三十五条第二項の規定の適用については、同項各号列記以外の部分中「予算の範囲内において、政令で定めるところにより、安全会に対して補助することができ」とあるのは「政令で定めるところにより、安全会に対して当該徴収しない額の合計額の十分の八を補助する」と読み替えるものとする。

附則
1 この法律は、公布の日から起算して、第四条及び附則第三項の規定を除き昭和四十四年四月一日から適用する。
2 昭和四十三年度以前の予算に係る国の負担金及び補助金については、なお従前の例による。
3 この法律は、昭和四十八年三月三十一日限り、その効力を失う。ただし、昭和四十七年度

以前の予算に係る国の負担金及び補助金については、同日後もなお従前の例による。

この法律施行に要する経費

この法律施行に要する経費は、昭和四十四年度において約二十三億円の見込みである。

産業教育手当法案

産業教育手当法

(この法律の趣旨)

第一条 この法律は、国立又は公立の産業高等学校において産業に関する学科における教育、事務その他の職務に従事する教職員等に対して支給する産業教育手当に關し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第二条 この法律において、「産業に関する学科」とは、農業、水産、工業、電波、商業、家庭又は商船に關する専門教育を主とする学科をいい、「産業高等学校」とは、高等学校で産業に關する学科を置くもの並びに盲学校、聾学校及び養護学校で高等部に産業に關する学科を置くものをいう。

(国立の産業高等学校の教職員の産業教育手当) 第三条 国立の産業高等学校の校長(本務として当該産業高等学校の校長の職にある者に限る。以下同じ。)及び教員、事務職員その他の職員(本務として産業に關する学科における教育、事務その他の職務に従事する者で常時勤務に服することを要するものに限る。以下同じ。)には、その者の俸給(一般職の職員の給与に關する法律(昭和二十五年法律第九十五号)第五条第一項に規定する俸給をいう。)の月額額の百分の十に相當する額をこえない範囲内において、産業教育手当を支給する。

2 前項の産業教育手当に關し必要な事項は、文部大臣が人事院の意見をきいて定める。
(公立の産業高等学校の教職員の産業教育手当)

第四条 公立の産業高等学校の校長及び教員、事務職員その他の職員の産業教育手当は、前条の規定による国立の産業高等学校の校長及び教員、事務職員その他の職員の産業教育手当を基準として定めるものとする。

附則

1 この法律は、昭和四十四年六月一日から施行する。

2 農業、水産、工業又は商船に係る産業教育に従事する国立及び公立の高等学校の教員及び実習助手に対する産業教育手当の支給に關する法律(昭和三十三年法律第四十五号)は、廃止する。

3 市町村立学校職員給与負担法(昭和二十三年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。
第一条中「寒冷地手当」の下に、「産業教育手当」を加える。

第二条中「定時制通信教育手当及び産業教育手当」及び「定時制通信教育手当」に改める。

この法律施行に要する経費
この法律施行に要する経費は、昭和四十四年度において約一千六百万円(平年度約一千九百万円)の見込みである。

高等学校の定時制教育及び通信教育振興法の一部を改正する法律案
高等学校の定時制教育及び通信教育振興法の一部を改正する法律

高等学校の定時制教育及び通信教育振興法(昭和二十八年法律第二百三十八号)の一部を次のように改正する。

第三条の次に次の一条を加える。
(使用者の義務)
第三条の二 勤労青年を使用する者は、その使用する勤労青年が定時制教育又は通信教育を受けることを希望したときは、当該教育を受けるこ

とができるように配慮しなければならない。

2 定時制教育又は通信教育を受けている勤労青年を使用する者は、当該勤労青年が定時制教育又は通信教育を受けるのに支障を生じないようにするため、当該勤労青年の労働条件に關し、労働時間の短縮その他の特別の措置を講ずるよう努めなければならない。

第五條の見出し中「校長及び教員」を「教職員」に改め、同条第一項中「及び教員」を「教員」に改め、「政令で定める」を削り、「実習助手に限る。以下同じ。」の下に「及び事務職員その他の職員(本務として夜間において夜間課程(夜間において授業を行なう定時制の課程をいう。以下同じ。)に係る事務その他の職務に従事する者に限る。以下同じ。)」を加え、「俸給月額」を「俸給(一般職の職員の給与に關する法律(昭和二十五年法律第九十五号)第五条第一項に規定する俸給をいう。以下同じ。))の月額」に改め、「乗じて得た額」の下に「(夜間課程を置く高等学校の校長、本務として夜間課程で行なう教育に従事する教員及び事務職員その他の職員に於ては、当該額と五千元とを合計して得た額)」を加える。

第六條の見出し中「校長及び教員」を「教職員」に改め、同条中「及び教員」を「教員及び事務職員その他の職員」に改める。

第七條中「校長及び教員」を「校長、教員及び事務職員その他の職員」に改め、「給料」の下に「(俸給に相當するものをいう。)」を、「乗じて得た額」の下に「(夜間課程を置く高等学校の校長、本務として夜間課程で行なう教育に従事する教員及び事務職員その他の職員に於ては、当該額と五千元とを合計して得た額)」を加える。

附則
この法律は、昭和四十四年六月一日から施行する。

この法律施行に要する経費
この法律施行に要する経費は、昭和四十四年度

において約三億九千万円(平年度約四億七千万円)の見込みである。

四月十日日本委員会に左の案件を付託された。
一、児童生徒急増地域等に係る小学校及び中学校の施設の整備に關する特別措置法案(松永忠二君外二名発議)

児童生徒急増地域等に係る小学校及び中学校の施設の整備に關する特別措置法案
児童生徒急増地域等に係る小学校及び中学校の施設の整備に關する特別措置法

(目的)
第一条 この法律は、児童生徒急増地域及び住宅地の造成等の行なわれる地域に係る小学校及び中学校の施設の整備に關し必要な特別措置を定めることを目的とする。

(定義)
第二条 この法律において「児童」とは、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第二十三条に規定する学齢児童をいう。

2 この法律において「生徒」とは、学校教育法第三十九条第二項に規定する学齢生徒をいう。

3 この法律において「小学校」とは、市(特別区を含む。以下同じ。)町村立の小学校をいう。

4 この法律において「中学校」とは、市町村立の中学校をいう。

5 この法律において「児童生徒急増地域」とは、集團的な住宅の建設、宅地の造成に伴う住宅の建設等による児童又は生徒の増加が急激であり、かつ、著しい地域で、政令で指定するものをいう。

(国の負担の特例)
第三条 児童生徒急増地域内にある児童又は生徒を就学させることにより生ずる小学校又は中学校の教室の不足を解消するための校舎の新築又は増築(買収その他これに準ずる方法による取

得を含む。以下第五条において同じ。）に要する経費について義務教育諸学校施設費国庫負担法（昭和三十三年法律第八十一号。以下この条において「負担法」という。）を適用する場合においては、同法第三条第一項第一号中「三分の一」とあるのは「三分の二」と、同項第二号中「三分の一」とあるのは「三分の二」と読み替えるものとする。

2 児童生徒急増地域内にある児童又は生徒を就学させることにより必要となる小学校又は中学校の屋内運動場の増築（買収その他これに準ずる方法による取得を含む。）に要する経費について負担法を適用する場合においては、同法第三条第一項第三号中「三分の一」とあるのは「三分の二」と、同項第四号中「三分の一」とあるのは「三分の二」と読み替えるものとする。

3 国は、児童生徒急増地域内にある児童又は生徒を就学させるために設置する小学校又は中学校（当該小学校又は中学校の児童又は生徒の数のうち児童生徒急増地域内から通学することとなる児童又は生徒の数の占める割合が百分の八十以上のものに限り。）の校舎の新築（買収その他これに準ずる方法による取得を含む。）に要する経費の三分の二を負担する。この場合において、負担の限度、経費の種目、工事費の算定方法及び事務費の算定方法については、負担法第三条第一項、第四条、第五条第一項、第六条、第七条、第八条第五項及び第九条の規定（これらの規定に基づく命令の規定を含む。）に準じて政令で定める。

4 負担法第十条の規定は、前項の規定の実施に關する事務を行なう場合に準用する。

（国の補助）
第四条 国は、政令の定めるところにより、児童生徒急増地域内にある児童又は生徒を就学させるために設置する小学校又は中学校の用に供する土地の取得又は整備に要する経費の三分の一を補助することができる。

（国の貸付金）

第五条 国は、小学校又は中学校の校舎又は屋内運動場の新築又は増築に要する経費で第三条第一項から第三項までの規定の適用があるもの及び小学校又は中学校の用に供する土地の取得又は整備に要する経費で前条の規定の適用があるものに充てるために必要な資金の貸付けについて特別の配慮をするものとする。

（本校及び分校）
第六条 第三条第三項、第四条及び前条の規定の適用については、小学校又は中学校の本校及び分校は、それぞれ一の小学校又は中学校とみなす。

（住宅地造成事業の事業主の義務の特例）

第七条 都市計画法施行法（昭和四十三年法律第百一十号）第七条の規定によりなお従前の例によるものとされている旧住宅地造成事業に關する法律（昭和三十三年法律第六十号。以下この条において「旧法」という。）第四条の事業計画を定めるに当たつては、事業主（旧法第二条第三項に規定する事業主をいう。以下この条において同じ。）は、あらかじめ、施行地区（旧法第二条第五項に規定する施行地区をいう。以下この項において同じ。）内に住所を有することが予定される児童又は生徒の数を施行地区となるべき土地をその区域に含む市町村の教育委員会に通知し、当該児童又は生徒を就学させるために設置する小学校又は中学校の用に供する土地を必要とする場合においてその用に供する土地を必要とするかどうかについて当該市町村教育委員会の意見を聞かなければならない。

2 前項の場合において、市町村教育委員会が当該児童又は生徒を就学させるために設置する小学校又は中学校の用に供する土地を必要とするものと認めるときは、事業主は、その土地の確保について協力しなければならない。

3 事業主は、旧法第四条の認可を申請する場合においては、第一項の規定に基づく市町村教育委員会

の意見の内容及び前項の協力の方法を記載した書類を提出しなければならない。

4 都道府県知事は、事業主が前項の書類を提出しない場合においては、旧法第四条の認可をしてはならない。

5 前四項の規定は、事業主が市町村である住宅地造成事業については、適用しない。

（土地区画整理事業の施行者の義務の特例）

第八条 土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第四条第一項又は第十四条第一項の事業計画を定めるに当たつては、施行者（同法第二条第三項の施行者をいう。以下この条において同じ。）は、施行地区（同法第二条第四項の施行地区をいう。以下この項において同じ。）となるべき区域内の土地につき都市計画法（昭和四十三年法律第百十号）第七条第一項の市街化区域及び市街化調整区域に關する都市計画が定められるまでの間は、あらかじめ、施行地区内に住所を有することが予定される児童又は生徒の数を施行地区となるべき土地をその区域に含む市町村の教育委員会に通知し、当該児童又は生徒を就学させるために小学校又は中学校を設置することを必要とする場合においてその用に供する土地を必要とするかどうかについて当該市町村教育委員会の意見を聞かなければならない。

2 前項の場合において、市町村教育委員会が当該児童又は生徒を就学させるために設置する小学校又は中学校の用に供する土地を必要とするものと認めるときは、施行者は、その土地の確保について協力しなければならない。

3 施行者は、土地区画整理法第四条第一項又は第十四条第一項の認可を申請する場合には、第一項の規定に基づく市町村教育委員会の意見の内容及び前項の協力の方法を記載した書類を提出しなければならない。

4 都道府県知事は、施行者が前項の書類を提出しない場合においては、土地区画整理法第四条第一項又は第十四条第一項の認可をしてはならない。

ない。

5 前四項の規定は、土地区画整理法第三条の二第一項の規定により日本住宅公団が施行する土地区画整理事業について準用する。この場合において、前項中「都道府県知事」とあるのは「建設大臣」と読み替える。

附則

（施行期日）

第九条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三条の規定は、昭和四十四年度の予算に係る国の負担金から適用する。

（経過規定）

第十条 都市計画法が施行されるまでの間における第七条及び第八条の適用については、次の各号に定めるところによる。

一 第七号中「都市計画法施行法（昭和四十三年法律第百一十号）第七条の規定によりなお従前の例によるものとされている旧住宅地造成事業に關する法律（昭和三十三年法律第六十号。以下この条において「旧法」という。）第四条」とあるのは「住宅地造成事業に關する法律（昭和三十三年法律第六十号）第四条」と、「旧法第二条第三項」とあるのは「同法第二条第三項」と、「旧法第二条第五項」とあるのは「同法第二条第五項」と、「旧法第四条」とあるのは「住宅地造成事業に關する法律第四条」と読み替える。

二 第八号中「第四条第一項」とあるのは「第四条」と、「第十四条第一項」とあるのは「第十四条」と読み替える。

第十一条 第七条の規定は、この法律施行前に住宅地造成事業に關する法律第四条の認可の申請のあつた住宅地造成事業については、適用しない。

第十二条 第八条の規定は、この法律施行前に土地区画整理法第四条若しくは第十四条又は日本住宅公団法（昭和三十三年法律第五十三号）第三十六条の認可の申請のあつた土地区画整理事業

請願者 大阪市西区南堀江通一ノ四八 喜

多河員一外九十九名

紹介議員 木村禧八郎君

この請願の趣旨は、第六六五号と同じである。

第二三〇七号 昭和四十四年三月三十一日受理

靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願

請願者 名古屋市中村区牧野町一ノ一〇

坂井太郎外四十九名

紹介議員 千葉千代世君

この請願の趣旨は、第六六五号と同じである。

第二三〇八号 昭和四十四年三月三十一日受理

靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願

請願者 広島県横川町三ノ一ノ三〇 光田

悦子外四十九名

紹介議員 松井 誠君

この請願の趣旨は、第六六五号と同じである。

第二三〇九号 昭和四十四年三月三十一日受理

靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願

請願者 埼玉県蕨市中央二ノ三ノ二 清水

千世子外四十九名

紹介議員 安永 英雄君

この請願の趣旨は、第六六五号と同じである。

第二四一九号 昭和四十四年四月一日受理

靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願

請願者 秋田県手形西谷地二ノ一 松橋

靖子外四十九名

紹介議員 占部 秀男君

この請願の趣旨は、第六六五号と同じである。

第二四二〇号 昭和四十四年四月一日受理

靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願

請願者 静岡県浜松市浅田町北町四八一

大橋住江外九十九名

紹介議員 木村禧八郎君

この請願の趣旨は、第六六五号と同じである。

第二四二二号 昭和四十四年四月一日受理

靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願

請願者 愛知県西春日井郡豊山村豊場 井

上勝外四十九名

紹介議員 千葉千代世君

この請願の趣旨は、第六六五号と同じである。

第二四二二号 昭和四十四年四月一日受理

靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願

請願者 新潟市上大河前通七ノ一、二三三

児玉幸外四十九名

紹介議員 松井 誠君

この請願の趣旨は、第六六五号と同じである。

第二四二三号 昭和四十四年四月一日受理

靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願

請願者 宮城県栗原郡築館町字伊豆ノ原二

四 兵藤義男外四十九名

紹介議員 安永 英雄君

この請願の趣旨は、第六六五号と同じである。

第二六〇〇号 昭和四十四年四月一日受理

靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願

請願者 東京都三鷹市牟礼二ノ一四ノ一八

ノ二〇一 徳永博外六十七名

紹介議員 横川 正市君

この請願の趣旨は、第六六五号と同じである。

第二六一一号 昭和四十四年四月二日受理

靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願

請願者 熊本県宇土市本町五ノ二〇 古島

和徳外四十九名

紹介議員 占部 秀男君

この請願の趣旨は、第六六五号と同じである。

第二六一二号 昭和四十四年四月二日受理

靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願

請願者 奈良県吉野郡大淀町下瀬 川本敏

美外九十九名

紹介議員 木村禧八郎君

この請願の趣旨は、第六六五号と同じである。

第二六一三号 昭和四十四年四月二日受理

靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願

請願者 名古屋市中川区下の一色町北の切

六八 鈴木隆子外四十九名

紹介議員 千葉千代世君

この請願の趣旨は、第六六五号と同じである。

第二六一四号 昭和四十四年四月二日受理

靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願

請願者 大阪府城東区三軒町四五 田中喜

雄外四十九名

紹介議員 松井 誠君

この請願の趣旨は、第六六五号と同じである。

第二六一五号 昭和四十四年四月二日受理

靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願

請願者 沖縄県那覇市与那原三、〇九〇

ノ四 中村陸子外四十九名

紹介議員 安永 英雄君

この請願の趣旨は、第六六五号と同じである。

第二六一六号 昭和四十四年四月二日受理

靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願

請願者 東京都中野区南台五ノ三二ノ二

山田ひろ子外二百名

紹介議員 西村 関一君

この請願の趣旨は、第六六五号と同じである。

第二六一七号 昭和四十四年四月二日受理

靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願

請願者 長野県埴科郡坂城町大字坂城七、

二二二 滝沢勇外十四名

紹介議員 横川 正市君

この請願の趣旨は、第六六五号と同じである。

第二六一八号 昭和四十四年四月二日受理

靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願

請願者 熊本市清水町松崎一九九 松岡由

紀子外四十九名

紹介議員 占部 秀男君

この請願の趣旨は、第六六五号と同じである。

第二八一九号 昭和四十四年四月三日受理

靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願

請願者 福井市松本二ノ九ノ一六 中座清

外九十九名

紹介議員 木村禧八郎君

この請願の趣旨は、第六六五号と同じである。

第二八二〇号 昭和四十四年四月三日受理

靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願

請願者 名古屋市中千種区徳川山町一ノ二C

三〇二 久納豊外四十九名

紹介議員 千葉千代世君

この請願の趣旨は、第六六五号と同じである。

第二八二二号 昭和四十四年四月三日受理

靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願

請願者 新潟市下新島前沢二〇三ノ二二
古谷敷外四十九名
紹介議員 松井 誠君
この請願の趣旨は、第六五号と同じである。

第二八二二号 昭和四十四年四月三日受理
靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願(二通)
請願者 沖繩与那原町字与那原九七 石川
信子外九十九名
紹介議員 安永 英雄君
この請願の趣旨は、第六五号と同じである。

第二二四四号 昭和四十四年三月二十八日受理
靖国神社国家護持の早期実現に関する請願
請願者 群馬県利根郡昭和村大字糸井 加
藤直司外十五名
紹介議員 佐田 一郎君
この請願の趣旨は、第一五〇五号と同じである。

第二二四五号 昭和四十四年三月二十八日受理
靖国神社国家護持の早期実現に関する請願
請願者 長崎県諫早市栄田町八五九 野口
庄一外二十名
紹介議員 田口長治郎君
この請願の趣旨は、第一五〇五号と同じである。

第二二四六号 昭和四十四年三月二十八日受理
靖国神社国家護持の早期実現に関する請願(二通)
請願者 長野市安茂里一、二八七 岡村栄
外二十名
紹介議員 青木 一男君
この請願の趣旨は、第一五〇五号と同じである。

第二二四七号 昭和四十四年三月二十八日受理

靖国神社国家護持の早期実現に関する請願(六通)
請願者 茨城県真壁郡関城町大字舟生 小
波寅三外百十四名
紹介議員 中村喜四郎君
この請願の趣旨は、第一五〇五号と同じである。

第二二四八号 昭和四十四年三月二十八日受理
靖国神社国家護持の早期実現に関する請願(十通)
請願者 神戸市須磨区鷹取町三ノ一ノ一
四 岡田京太郎外二百二十名
紹介議員 徳永 正利君
この請願の趣旨は、第一五〇五号と同じである。

第二二四九号 昭和四十四年三月二十八日受理
靖国神社国家護持の早期実現に関する請願(五十二通)
請願者 長崎県北松浦郡世知原町 立石秋
正外九百九十名
紹介議員 久保 勘一君
この請願の趣旨は、第一五〇五号と同じである。

第二二五〇号 昭和四十四年三月二十八日受理
靖国神社国家護持の早期実現に関する請願
請願者 香川県仲多度郡琴平町 合田福太
郎外百六十九名
紹介議員 大松 博文君
この請願の趣旨は、第一五〇五号と同じである。

第二二五一号 昭和四十四年三月二十八日受理
靖国神社国家護持の早期実現に関する請願(四通)
請願者 千葉県君津郡小櫃町西原五六三
田中誠一外三百五十名
紹介議員 菅野 儀作君
この請願の趣旨は、第一五〇五号と同じである。

第二二六六号 昭和四十四年三月二十八日受理
靖国神社国家護持の早期実現に関する請願
請願者 札幌市宮ヶ丘四七四ノ四五北海道
連合連族会内 井川伊平外四千二
百八十九名
紹介議員 井川 伊平君
この請願の趣旨は、第一五〇五号と同じである。

第二二六八号 昭和四十四年三月二十八日受理
靖国神社国家護持の早期実現に関する請願(五通)
請願者 鹿児島県肝属郡根占町六、二〇四
榊山ツル外百三十六名
紹介議員 田中 茂穂君
この請願の趣旨は、第一五〇五号と同じである。

第二二六九号 昭和四十四年三月二十八日受理
靖国神社国家護持の早期実現に関する請願(八十一通)
請願者 宮城県仙台市新堤二七 高橋淑子
外二千九百六名
紹介議員 高橋文五郎君
この請願の趣旨は、第一五〇五号と同じである。

第二二七〇号 昭和四十四年三月二十八日受理
靖国神社国家護持の早期実現に関する請願(十一通)
請願者 名古屋市熱田区明野町五ノ一七
横井計一外五百六十名
紹介議員 八木 一郎君
この請願の趣旨は、第一五〇五号と同じである。

第二二七二号 昭和四十四年三月二十八日受理
靖国神社国家護持の早期実現に関する請願
請願者 長野県北安曇郡美麻村 伊東清澄
外十名
紹介議員 小山邦太郎君

この請願の趣旨は、第一五〇五号と同じである。
第二二八三号 昭和四十四年三月二十九日受理
靖国神社国家護持の早期実現に関する請願(十通)
請願者 山口県萩市大井浦上二、九六八
松浦五郎一外二百四十二名
紹介議員 徳永 正利君
この請願の趣旨は、第一五〇五号と同じである。

第二二八四号 昭和四十四年三月二十九日受理
靖国神社国家護持の早期実現に関する請願
請願者 山口県下松市大手町 福島文子外
二十三名
紹介議員 二木 謙吾君
この請願の趣旨は、第一五〇五号と同じである。

第二二八五号 昭和四十四年三月二十九日受理
靖国神社国家護持の早期実現に関する請願(三通)
請願者 福岡市井尻栄町七三ノ五 緒方
五郎外四百八十七名
紹介議員 米田 正文君
この請願の趣旨は、第一五〇五号と同じである。

第二二八六号 昭和四十四年三月二十九日受理
靖国神社国家護持の早期実現に関する請願(八通)
請願者 千葉県安房郡天津小湊町内浦二、
八一六 松本良吉外九百六十七名
紹介議員 菅野 儀作君
この請願の趣旨は、第一五〇五号と同じである。

第二二八七号 昭和四十四年三月二十九日受理
靖国神社国家護持の早期実現に関する請願(五十通)
請願者 岩手県二戸郡福岡町字中町 内村
一三外六百四十九名

紹介議員 岩動 道行君
この請願の趣旨は、第一五〇五号と同じである。

第二二九八号 昭和四十四年三月二十九日受理
靖国神社国家護持の早期実現に関する請願(十二通)
請願者 山口県下松市大字瀬戸一、〇六〇
紹介議員 吉武 恵市君
この請願の趣旨は、第一五〇五号と同じである。

第二三一五号 昭和四十四年三月三十一日受理
靖国神社国家護持の早期実現に関する請願(十通)
請願者 山口県萩市江向三区 池田勲外二
百四十二名
紹介議員 徳永 正利君
この請願の趣旨は、第一五〇五号と同じである。

第二四一〇号 昭和四十四年三月三十一日受理
靖国神社国家護持の早期実現に関する請願(三通)
請願者 茨城県水戸市常盤町二ノ三ノ二
西村隆作外四十七名
紹介議員 中村喜四郎君
この請願の趣旨は、第一五〇五号と同じである。

第二二八二四号 昭和四十四年四月一日受理
靖国神社国家護持の早期実現に関する請願(十通)
請願者 山口県萩市浜崎町 山根勝子外二
百四十名
紹介議員 徳永 正利君
この請願の趣旨は、第一五〇五号と同じである。

第二二八二五号 昭和四十四年四月三日受理
靖国神社国家護持の早期実現に関する請願
請願者 山口県下松市上恋ヶ浜 中村広一
この請願の趣旨は、第一五〇五号と同じである。

第二二八二五号 昭和四十四年四月三日受理
靖国神社国家護持の早期実現に関する請願
請願者 山口県下松市上恋ヶ浜 中村広一
この請願の趣旨は、第一五〇五号と同じである。

第二二八二五号 昭和四十四年四月三日受理
靖国神社国家護持の早期実現に関する請願
請願者 山口県下松市上恋ヶ浜 中村広一
この請願の趣旨は、第一五〇五号と同じである。

第二二八二五号 昭和四十四年四月三日受理
靖国神社国家護持の早期実現に関する請願
請願者 山口県下松市上恋ヶ浜 中村広一
この請願の趣旨は、第一五〇五号と同じである。

第二二八二五号 昭和四十四年四月三日受理
靖国神社国家護持の早期実現に関する請願
請願者 山口県下松市上恋ヶ浜 中村広一
この請願の趣旨は、第一五〇五号と同じである。

二ノ三 三木儀三郎外三十三名
紹介議員 大谷藤之助君
この請願の趣旨は、第一五〇五号と同じである。

第二六二二一号 昭和四十四年四月二日受理
靖国神社国家護持の早期実現に関する請願(十通)
請願者 山口県大島郡東和町和田田遺族
会内 伊藤実外二百三十二名
紹介議員 徳永 正利君
この請願の趣旨は、第一五〇五号と同じである。

第二八二一四号 昭和四十四年四月二日受理
靖国神社国家護持の早期実現に関する請願(四通)
請願者 兵庫県西脇市水尾町五五五 仲田
試造外六十六名
紹介議員 青田源太郎君
この請願の趣旨は、第一五〇五号と同じである。

第二八二一五号 昭和四十四年四月二日受理
靖国神社国家護持の早期実現に関する請願(二通)
請願者 北九州市戸畑区丸町三 日垣照彦
外二百八十五名
紹介議員 柳田桃太郎君
この請願の趣旨は、第一五〇五号と同じである。

第二二八二四号 昭和四十四年四月二日受理
靖国神社国家護持の早期実現に関する請願(十通)
請願者 山口県阿武郡阿東町生雲 藤原順
介外二百二十二名
紹介議員 徳永 正利君
この請願の趣旨は、第一五〇五号と同じである。

第二二八二五号 昭和四十四年四月二日受理
靖国神社国家護持の早期実現に関する請願
請願者 山口県下松市上恋ヶ浜 中村広一
この請願の趣旨は、第一五〇五号と同じである。

第二二八二五号 昭和四十四年四月二日受理
靖国神社国家護持の早期実現に関する請願
請願者 山口県下松市上恋ヶ浜 中村広一
この請願の趣旨は、第一五〇五号と同じである。

第二二八二五号 昭和四十四年四月二日受理
靖国神社国家護持の早期実現に関する請願
請願者 山口県下松市上恋ヶ浜 中村広一
この請願の趣旨は、第一五〇五号と同じである。

第二二八二五号 昭和四十四年四月二日受理
靖国神社国家護持の早期実現に関する請願
請願者 山口県下松市上恋ヶ浜 中村広一
この請願の趣旨は、第一五〇五号と同じである。

第二二八二五号 昭和四十四年四月二日受理
靖国神社国家護持の早期実現に関する請願
請願者 山口県下松市上恋ヶ浜 中村広一
この請願の趣旨は、第一五〇五号と同じである。

外二十三名
紹介議員 二木 謙吾君
この請願の趣旨は、第一五〇五号と同じである。

第二四四六号 昭和四十四年四月一日受理
私立大学の学費軽減等のための公費助成制度確立
に関する請願
請願者 名古屋市中区大久手町六ノ一二
森田雅夫外百名
紹介議員 上田 哲君
この請願の趣旨は、第一五八〇号と同じである。

第二八二一四号 昭和四十四年四月二日受理
私立大学の学費軽減等のための公費助成制度確立
に関する請願
請願者 埼玉県所沢市北野五七八 黒岩一
郎外四名
紹介議員 小笠原貞子君
この請願の趣旨は、第一五八〇号と同じである。

第二二七三七号 昭和四十四年四月二日受理
外国人学校法案反対に関する請願
請願者 神奈川県川崎市本町一ノ三三
安鍾述外九十九名
紹介議員 千葉千代世君
政府は、在日朝鮮公民の民主主義的民族教育をま
つ殺するための「外国人学校法案」を四たび国会
に提出しようとしているが、独立国家の公民であ
る在日朝鮮公民が、子弟に母国の言葉や歴史、文
化などを教え、かれらを立派な朝鮮公民に育てる
ことは神聖な自主的民族権利であり、現在、広範
な日本国民もこの法律の立法化に強く反対してい
るので、本法案が成立しないよう配慮されたい。

第二二七三七号 昭和四十四年四月二日受理
外国人学校法案反対に関する請願
請願者 東京都豊島区池袋二ノ一、一二七
南日孝外九十九名
紹介議員 中村 波男君
この請願の趣旨は、第二二七三七号と同じである。

第二二七四二号 昭和四十四年四月二日受理
外国人学校法案反対に関する請願
請願者 神奈川県川崎市浜町四ノ二九 安
孝昇外九十九名
紹介議員 中村 英男君
この請願の趣旨は、第二二七三七号と同じである。

第二二七四三号 昭和四十四年四月二日受理
外国人学校法案反対に関する請願
請願者 東京都板橋区赤塚新町二ノ一三ノ
二二 崔文愛外九十九名
紹介議員 鶴園 哲夫君
この請願の趣旨は、第二二七三七号と同じである。

第二二七四三号 昭和四十四年四月二日受理
外国人学校法案反対に関する請願
請願者 東京都板橋区南常盤台一ノ三二
李木蓮外九十九名
紹介議員 戸田 菊雄君
この請願の趣旨は、第二二七三七号と同じである。

第二二七四〇号 昭和四十四年四月二日受理
外国人学校法案反対に関する請願
請願者 東京都足立区興野町四一五 姜鵬
九外九十九名
紹介議員 永岡 光治君
この請願の趣旨は、第二二七三七号と同じである。

第二二七三七号 昭和四十四年四月二日受理
外国人学校法案反対に関する請願
請願者 東京都豊島区池袋二ノ一、一二七
南日孝外九十九名
紹介議員 中村 波男君
この請願の趣旨は、第二二七三七号と同じである。

請願者 神奈川県平塚市平塚一、九二四
紹介議員 金大湖外九十九名
成瀬 幡治君
この請願の趣旨は、第二七三七号と同じである。

第二七四四号 昭和四十四年四月二日受理
外国人学校法案反対に関する請願
請願者 埼玉県川口市本町二ノ二八 金美
校外九十九名
紹介議員 西村 関一君
この請願の趣旨は、第二七三七号と同じである。

第二七四五号 昭和四十四年四月二日受理
外国人学校法案反対に関する請願
請願者 横浜市保土ヶ谷区岩井町六二 尹
豊子外九十九名
紹介議員 野上 元君
この請願の趣旨は、第二七三七号と同じである。

第二七四六号 昭和四十四年四月二日受理
外国人学校法案反対に関する請願
請願者 埼玉県所沢市宮本町一ノ七ノ一〇
都在港外九十九名
紹介議員 林 虎雄君
この請願の趣旨は、第二七三七号と同じである。

第二七四七号 昭和四十四年四月二日受理
外国人学校法案反対に関する請願
請願者 東京都台東区松が谷一ノ五ノ一四
韓在英外九十九名
紹介議員 羽生 三三君
この請願の趣旨は、第二七三七号と同じである。

第二七四八号 昭和四十四年四月二日受理
外国人学校法案反対に関する請願
請願者 東京都台東区松が谷一ノ五ノ一四
韓在英外九十九名
紹介議員 羽生 三三君
この請願の趣旨は、第二七三七号と同じである。

第二七四九号 昭和四十四年四月二日受理
外国人学校法案反対に関する請願
請願者 東京都立川市富士見町六ノ五七
南静姫外九十九名
紹介議員 藤原 道子君
この請願の趣旨は、第二七三七号と同じである。

第二七五〇号 昭和四十四年四月二日受理
外国人学校法案反対に関する請願
請願者 東京都荒川区荒川七四 辺甲出外
九十九名
紹介議員 松井 誠君
この請願の趣旨は、第二七三七号と同じである。

第二七五一号 昭和四十四年四月二日受理
外国人学校法案反対に関する請願
請願者 横浜市神奈川区六角橋六ノ一一ノ
一七 李点突外九十九名
紹介議員 前川 旦君
この請願の趣旨は、第二七三七号と同じである。

第二七五二号 昭和四十四年四月二日受理
外国人学校法案反対に関する請願
請願者 東京都港区港南二ノ二ノ一〇 許
粉玉外九十九名
紹介議員 松永 忠二君
この請願の趣旨は、第二七三七号と同じである。

請願者 東京都板橋区東新町二ノ一一 金
斗莉外九十九名
紹介議員 松本 賢一君
この請願の趣旨は、第二七三七号と同じである。

第二七五四号 昭和四十四年四月二日受理
外国人学校法案反対に関する請願
請願者 神奈川県横須賀市長浦町四ノ二三
李卯植外九十九名
紹介議員 松本 英一君
この請願の趣旨は、第二七三七号と同じである。

第二七五五号 昭和四十四年四月二日受理
外国人学校法案反対に関する請願
請願者 東京都荒川区西日暮里一ノ二三ノ
一二 文幸子外九十九名
紹介議員 松澤 兼人君
この請願の趣旨は、第二七三七号と同じである。

第二七五六号 昭和四十四年四月二日受理
外国人学校法案反対に関する請願
請願者 千葉県更津市長須賀四一四 李
美代子外九十九名
紹介議員 村田 秀三君
この請願の趣旨は、第二七三七号と同じである。

第二七五七号 昭和四十四年四月三日受理
外国人学校法案反対に関する請願
請願者 東京都品川区東中延二ノ七ノ八
金秀坤外九十九名
紹介議員 大森 創造君
この請願の趣旨は、第二七三七号と同じである。

第二八六〇号 昭和四十四年四月三日受理
外国人学校法案反対に関する請願
請願者 東京都足立区東野町八一 康愛子
外九十九名
紹介議員 岡 三郎君
この請願の趣旨は、第二七三七号と同じである。

第二八六一号 昭和四十四年四月三日受理
外国人学校法案反対に関する請願
請願者 埼玉県川口市南町四七ノ二 李美
校外九十九名
紹介議員 加瀬 完君
この請願の趣旨は、第二七三七号と同じである。

第二八六二号 昭和四十四年四月三日受理
外国人学校法案反対に関する請願
請願者 東京都大田区東馬込一ノ四八ノ七
姜成伊外九十九名
紹介議員 加藤シヅエ君
この請願の趣旨は、第二七三七号と同じである。

第二八六三号 昭和四十四年四月三日受理
外国人学校法案反対に関する請願
請願者 東京都大田区羽田一ノ一九ノ七
金文喜外九十九名
紹介議員 亀田 得治君
この請願の趣旨は、第二七三七号と同じである。

第二八六四号 昭和四十四年四月三日受理
外国人学校法案反対に関する請願
請願者 東京都足立区本木町二ノ二、一五
八 文致好外九十九名
紹介議員 川村 清一君
この請願の趣旨は、第二七三七号と同じである。

第二八六五号 昭和四十四年四月三日受理
外国人学校法案反対に関する請願
請願者 東京都足立区東野町八一 康愛子
外九十九名
紹介議員 岡 三郎君
この請願の趣旨は、第二七三七号と同じである。

第二八六六号 昭和四十四年四月三日受理
外国人学校法案反対に関する請願
請願者 東京都足立区東野町八一 康愛子
外九十九名
紹介議員 岡 三郎君
この請願の趣旨は、第二七三七号と同じである。

第二八六七号 昭和四十四年四月三日受理
外国人学校法案反対に関する請願
請願者 東京都足立区東野町八一 康愛子
外九十九名
紹介議員 岡 三郎君
この請願の趣旨は、第二七三七号と同じである。

第二八六八号 昭和四十四年四月三日受理
外国人学校法案反対に関する請願
請願者 東京都足立区東野町八一 康愛子
外九十九名
紹介議員 岡 三郎君
この請願の趣旨は、第二七三七号と同じである。

第二八六九号 昭和四十四年四月三日受理
外国人学校法案反対に関する請願
請願者 東京都足立区東野町八一 康愛子
外九十九名
紹介議員 岡 三郎君
この請願の趣旨は、第二七三七号と同じである。

第二八七〇号 昭和四十四年四月三日受理
外国人学校法案反対に関する請願
請願者 東京都足立区東野町八一 康愛子
外九十九名
紹介議員 岡 三郎君
この請願の趣旨は、第二七三七号と同じである。

第二八七一号 昭和四十四年四月三日受理
外国人学校法案反対に関する請願
請願者 東京都足立区東野町八一 康愛子
外九十九名
紹介議員 岡 三郎君
この請願の趣旨は、第二七三七号と同じである。

第二八七二号 昭和四十四年四月三日受理
外国人学校法案反対に関する請願
請願者 東京都足立区東野町八一 康愛子
外九十九名
紹介議員 岡 三郎君
この請願の趣旨は、第二七三七号と同じである。

第二八七三号 昭和四十四年四月三日受理
外国人学校法案反対に関する請願
請願者 東京都足立区東野町八一 康愛子
外九十九名
紹介議員 岡 三郎君
この請願の趣旨は、第二七三七号と同じである。

第二八七四号 昭和四十四年四月三日受理
外国人学校法案反対に関する請願
請願者 東京都足立区東野町八一 康愛子
外九十九名
紹介議員 岡 三郎君
この請願の趣旨は、第二七三七号と同じである。

請願者 東京都足立区保木町三、八〇三

金星化外九十九名

紹介議員 久保 等君

この請願の趣旨は、第二七三七号と同じである。

第二八六六号 昭和四十四年四月三日受理

外国人学校法案反対に関する請願

請願者 東京都西多摩郡福生町熊川四五四

朴豊子外九十九名

紹介議員 小林 武君

この請願の趣旨は、第二七三七号と同じである。

第二八六七号 昭和四十四年四月三日受理

外国人学校法案反対に関する請願

請願者 群馬県高崎市栄町一五三 金且順

九十九名

紹介議員 小柳 勇君

この請願の趣旨は、第二七三七号と同じである。

第二八六八号 昭和四十四年四月三日受理

外国人学校法案反対に関する請願

請願者 東京都西多摩郡秋多町草花二、八

七六 金亨必外九十九名

紹介議員 近藤 信一君

この請願の趣旨は、第二七三七号と同じである。

第二八六九号 昭和四十四年四月三日受理

外国人学校法案反対に関する請願

請願者 東京都新宿区西大久保一ノ四三四

姜順年外九十九名

紹介議員 佐野 芳雄君

この請願の趣旨は、第二七三七号と同じである。

第二七九三三号 昭和四十四年四月二日受理

靖国法案反対に関する請願

請願者 愛知県一宮市大和町宮地花油委島

三五 梶原寿外九十名

紹介議員 西村 関一君

この請願の趣旨は、第五六四号と同じである。

第二七九四号 昭和四十四年四月二日受理

靖国法案反対に関する請願

請願者 京都府福知山市前田一、八五六

木崎美恵子外三十八名

紹介議員 杉原 一雄君

この請願の趣旨は、第五六四号と同じである。

第二八四七号 昭和四十四年四月三日受理

女子教育職員の育児休暇制度法制化促進に関する請願

請願者 兵庫県西宮市川西町一〇ノ二三

大西多恵子外三千四百九十三名

紹介議員 小林 武君

婦人教職員が安心して子どもを生み育てながら、教育現場で、なおいつそう精励できるよう、左記の三項目を含む育児休暇制度の法制化を促進されたい。

一、有給制

病氣休職を最低基準と考え、期間中は八十パーセントの有給とすること。

二、選択制

保育所増設やその他の育児について本人の条件を尊重して選択制とすること。

三、先任権

休暇中の不当配転などの不安を排除するため、在籍校復帰を原則とする先任権を有すること。

理由

最近、婦人教師のふえ方がいちじるしく、現在約二十五万人の婦人教師が、日本の教育の有能な

ない手として学校教育現場に活躍している。ところが妊娠出産後、その幼児をみてもらう保育所が

不足している上、自宅にたのむ人手もないというので、心ならずも退職しなければならぬ婦人教師も数多くある。相当な経験をつんだ教師がこの

ような事情でやめることは、日本の教育にとつて大きな損失である。また、このような状況のもと

では、既婚婦人教師が働き続けようと考えたとき

には、子どもは産めないということになりかねない。子どもを生み育てることは、個人の責任とい

うより社会的なものであることはいまや明らか

なことである。

第二八四八号 昭和四十四年四月三日受理

女子教育職員の育児休暇制度法制化促進に関する請願

請願者 埼玉県北足立郡新座町野火止上北

側二〇ノ七五 川口鏡一外千四百十四名

紹介議員 千葉千代世君

この請願の趣旨は、第二八四七号と同じである。

第二八四九号 昭和四十四年四月三日受理

女子教育職員の育児休暇制度法制化促進に関する請願

請願者 北九州市八幡区折尾町大膳三

川行夫外千六百九十九名

紹介議員 鈴木 力君

この請願の趣旨は、第二八四七号と同じである。

第二八五〇号 昭和四十四年四月三日受理

女子教育職員の育児休暇制度法制化促進に関する請願

請願者 長野県松本市開智一ノ三ノ九須

田アサ外三千三百一名

紹介議員 成瀬 幡治君

この請願の趣旨は、第二八四七号と同じである。

第二八五一号 昭和四十四年四月三日受理

女子教育職員の育児休暇制度法制化促進に関する請願

請願者 福岡県嘉穂郡築穂町大分二ノ一三

九 丹所裕之外千九百九十九名

紹介議員 川村 清一君

この請願の趣旨は、第二八四七号と同じである。

第二八五二号 昭和四十四年四月三日受理

女子教育職員の育児休暇制度法制化促進に関する請願

請願者 秋田県北秋田郡戸栗町小田 佐藤

陽司外三千二百九十八名

紹介議員 安永 英雄君

この請願の趣旨は、第二八四七号と同じである。

昭和四十四年四月二十六日印刷

昭和四十四年四月二十八日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局